

会 議 録 目 次

平成14年第6回海田町議会12月定例会（第2日目）

平成14年12月9日（月）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	4
日程第2	第43号議案 町道の路線の認定及び廃止について	7 8
日程第3	第44号議案 財産の取得について	8 4
日程第4	第45号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	8 8
日程第5	第46号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	9 0
日程第6	第47号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	9 2
日程第7	第48号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び組合規約の変更について	9 4
	（延 会）	9 6

会 議 録 (第 2 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

## なし

## 2

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 加 藤 天     |
| 助 役             | 松 岡 修 士   |
| 収 入 役           | 正 木 洋     |
| 企 画 部 長         | 中 野 潔     |
| 総 務 部 長         | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 富 田 征     |
| 建 設 部 長         | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（広域行政担当）     | 佐 藤 隆     |
| 参 事（福祉保健担当）     | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課 長         | 永 海 房 雄   |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課 長         | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課 長         | 久 保 伸 一   |
| 地 域 振 興 課 長     | 植 野 敏 彦   |
| 税 務 課 長         | 畝 光 美     |
| 福 祉 課 長         | 貝 原 陽 子   |
| 高 齢 福 祉 課 長     | 青 木 基 秀   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真     |
| 監 理 課 長         | 因 幡 貞 男   |
| 建 設 課 長         | 児 玉 正 克   |
| 都 市 整 備 課 長     | 朝 倉 登 司 雄 |
| 教 育 委 員 長       | 根 石 義 一   |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 教 育 長       | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部 長     | 山 本 義 彦   |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅     |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博   |
| 庶 務 課 長     | 新 浜 憲 治   |
| 下 水 道 課 長   | 槇 根 君 夫   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純   |
| 主 査         | 中 下 義 博 |
| 主 査         | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 10. 議 事 日 程（第 2 号）

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 第43号議案 町道の路線の認定及び廃止について

日程第 3 第44号議案 財産の取得について

日程第 4 第45号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第 5 第46号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程第 6 第47号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 第48号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の  
減少及び組合理約の変更について

日程第 8 第49号議案 平成14年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 第50号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第10 第51号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 第52号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第12 第53号議案 平成14年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第13 同意第6号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第14 発議第6号 海田町議会議員定数条例の制定について

日程第15 発議第7号 海田町議会議員定数条例の制定について

日程第16 発議第8号 建築設備工事の分離発注を求める決議案

日程第17 請願第1号 合併について住民投票条例の制定を求める請願

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日はご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第1、一般質問を続行いたします。17番、中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。雨水対策について質問をいたします。

9月議会で、特に雨水排水対策について、窪町の冠水が取り上げられ議論をしておりますが、雨水排水の問題は海田町全体の問題であります。今年をご承知のように、7月19日と8月10日に、西浜、蟹原、特にユアーズ付近の道路と図書館周辺の道路の冠水がありました。海田町の雨水排水の整備基準は1時間49.6ミリ、10分間の最大雨量が8ミリということで設計をしているとのことですが、現在町内全体の雨水排水の整備率は20%であり、冠水することもあるのでご理解をというような答弁をしております。

私は、ユアーズ周辺の排水路の大きさや流れについて調べてみましたが、排水路の大きさは昔と変わっておりません。第二蟹原町営住宅が建設されたころから、排水路については議論をしておくべきであったと思います。そういう点からいえば、私たちにも責任があったと思いますが、大水路も道路を拡げる必要からカルバートボックスになり、流量も3分の2ぐらいになっているのではないかと思います。第二蟹原住宅が建設されたころには、まだ雨水の貯水池となる田んぼがありましたけれども、現在では貯水池となる田んぼはありません。当然このような状態になることは予想されたわけでありす

から、そのころから雨水排水計画を真剣に考え、対策を考えておれば、雨水排水の整備も今よりは進んでいたと思います。今となってはそれを言っても始まりませんが、ユアーズ周辺の皆さんや図書館周辺の皆さんに納得してもらうためには、海田町の雨水排水計画を具体的に示す必要があります。町広報でその都度、工事計画が掲載されておりますが、それではあまり見てもらえません。雨水排水整備計画がよくわかるような図面をつくって、各家庭に配布するようなことをすれば、ある程度はわかってもらえるのではないかと思います。町長の見解はいかがでしょう。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。引き続き大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

中岡議員ご質問の雨水対策についてのご質問に答弁をいたします。

ご指摘の西浜、蟹原地区、大立町地区等の道路冠水につきましては、予想以上の降雨量であったとはいえ、皆さんにはいろいろとご心配をおかけいたしました。本町は現在、下水道整備を汚水先行で実施しており、雨水対策は遅れているのは事実でございます。この地区の冠水を防ぐ雨水整備の計画につきましては、まず平成15年度で、中雨水幹線をガソリンスタンドアクール前から都市計画街路中店小学校線までの未整備部分（約240メートル）を完成させ、平成16年度で、蟹原方面からの水路と大立地区（海田中学校裏）からの水路を中雨水幹線に接続することにしております。これにより、この付近の雨水は速やかに中雨水幹線から尾崎川まで排水されることとなり、当該地区の道路冠水は大幅に緩和されるものと考えております。

ご提案の整備計画がよく分かるような図面の各家庭への配布につきましては、実施整備計画等が定まっていない状況で、不確定なものを住民の皆様に提示するわけにもまいりませんので、整備工事が確実に施工できる状況になった段階で、詳しいものを広報等により周知してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）再質問。今の工事計画はできておらんというのがちょっと解せんのですが、もう今の蟹原方面、それから大立町、いわゆる中学校のそばの大水路の整備計画というのは当然できておるはずなんですけれども、それがまだできておらんというのはどういう理由か、具体的に答弁をしてください。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）ただいま町長が答弁申し上げましたのは、雨水計画の実施計画のことです。整備計画につきましては既につくっております。ただ、実施がいつの時期になるか不確定なときにそれを出しますと、あまりにも性急であると考えますので、実施計画に基づき、確実に工事が施工できるようになった段階で、広報等を通じて皆様方にお知らせしたいというふうに思っております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）今の実施計画がいつできるか分からんということ自体がちょっと理解に苦しむんですけれども、おおよそ何年度であるとか、どのような整備計画があると、それで実施計画についてはまだ分からんのであれば、まだ実施計画は分からんというなら、それはそれでいいと思うんですけれども、実施計画が確定をしてからというのでは、いつのことになるやら分からんわけですから、整備計画ができておるのであれば、整備計画とあわせて実施計画はまだできておらんけれどもということでもいいんじゃないかと思うんです。その実施計画ができておらんのに不確定などうのこうのということではなくて、今全体の雨水対策をどうするかということを知りたいわけですから、それを出して、逐次実施できるところから実施をしていきますということであれば、別に住民が不安を感じるということもなしに、こういうことを計画しておるんだなということである程度は納得してもらえないんじゃないかと思います。

ただ、蟹原のいわゆるユアーズ周辺には、やっぱり水路が詰まっておるんじゃないかと。詰まっておるけ、この道路冠水をやるんじゃないかというようなことを言われておる人がおるわけなんです。ところが、そうではなくて流れが緩いから、水をよう引っ張らんから、あれ、冠水するわけですから、そういうこともあわせてやっぱり住民の皆さんに知らせておく必要があると思うんですけれどもいかがですか。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）下水道事業は、ご存じのように雨水と污水ということでやっておりますけれども、今現在污水先行ということで、いろいろと地区に出て、事業の説明会等々をやっております。その段階で、今現在雨水につきましてもある程度の情報につきましては、皆様方に説明会の方でやっておりますけれども、議員ご提案のことにつきましては、我々も非常に逆を言いますと、それがご理解いただければ非常に助かりますので、何らかの形でちょっと考えてみたいと思うんですけれども、実際に言いますと、整備計画はできておりますけれども、実を言いますと実施計画、今年度完成することにな

っておりますので、それに基づきまして何か方法を考えてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河野） 7 番、堀間君。

○7 番（堀間） 7 番、堀間です。合併後の負担の増加について質問させていただきます。

広島市との合併において、町民の生活がどう変わるのか、どれだけ負担が増えるのか見えてきません。そこで具体的な例で、具体的な数字を知りたいのでお尋ねします。

例として平均的 4 人家族、サラリーマン本人と被扶養配偶者と子ども 2 人のそういう家庭で年収が 600 万円、中流以下だと思うんですけど、そして持ち家があり、土地は 40 坪の場合、町民税から市民税への金額はどう変わりますか。水道料は平均でどれくらい上がりますか。固定資産税は上がりますか。都市計画税がどのようにかかってきますか。

以上、平均的家庭の平均値でいいですから、負担増の数字をお尋ねします。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） 堀間議員、ご質問に答弁いたします。

合併後の負担の増加についてのご質問でございますが、まず 1 点目の、町民税から市民税への金額はどう変わるのかについてでございますが、町民税及び市民税には均等割課税と所得割課税がございます。均等割課税につきましては、人口規模により税率が異なります。本町の場合 2,000 円、広島市の場合 3,000 円で、差額 1,000 円が負担増となります。次に所得割課税でございますが、町民税、市民税ともに同一の税率で同額となりますので、負担増はございません。したがって、均等割額につきましては、納税義務者 1 人 1,000 円の負担増となります。

次に 2 点目の水道料についてでございますが、海田町の平均家庭の水道使用料は 2 カ月で約 40 立方メートルでございます。この水量で使用料を比較しますと、広島市 4,578 円、海田町 3,990 円で、その差 588 円となりますので、1 カ月では 294 円の負担増となります。

次に 3 点目の固定資産税についてでございますが、固定資産税における評価額は評価の均衡と統一を図る観点から、総務大臣が告示した評価基準に基づいて、近隣市町との調整を図っており、広島市と同一の基準で固定資産の評価を行っていますので、合併により固定資産税が上昇することはないものと考えております。

次に 4 点目の都市計画税についてでございますが、都市計画税は、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に課税されます。税額の計

算方法は、固定資産税の課税標準を基本として、税率100分の0.3を乗じたものでございます。税額につきましては、例えば40坪の土地に30坪の家屋の場合、坪当たり土地評価額24万円、家屋評価額300万円と設定しますと、都市計画税1万8,600円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）7番、堀間君。

○7番（堀間）ということは、今の平均値で年間2万3,128円上がるとみてよろしいんでしょうか。それから、それ以外に上がるか、あるいは何か変動するもの、家庭の中において、何かあったら教えてください。

○議長（河野）税務課長。

○税務課長（畝）税金については、今の額以外に上がるものはございません。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）家庭での変動といいますと、大型ごみの有料化がございます。

これは、町では今無料でございますけれども、これが有料ということで、その負担が少し増えるだろうということがあります。それと、今度水洗化されていない方々のし尿のくみ取り料、これが広島市料金の制度でいきますと4人家族で800円、これが今海田町では1,800円ということですから、1,000円安くなるというふうな違いがございます。

○議長（河野）5番、多田君。

○5番（多田）議長にお願いしたいんですが、一般質問に先立ちまして議員の皆様へのご報告と町へのお礼を申し述べたいと思いますが、お時間はよろしいでしょうか。発言を許していただきますでしょうか。

○議長（河野）はい、どうぞ。

○5番（多田）では、議長のお許しが出了たので、この場をおかりしまして、一般質問に先立ちまして議員の皆様へのご報告と町へのお礼を述べさせていただきたいと思います。

海田西中学校の1年生の男子が急性リンパ性白血病で緊急入院いたしました。この病気は、治療のために多量の血小板の輸血が必要となります。それも緊急に必要な場合もありますし、長期にわたって同じ方の血液が必要なこともあります。そのドナーをどうやって探すか、PTA等で対応に苦慮しておりましたところ、役場職員の方で対応していただく旨申し出があり、町長さんはじめ皆様の温かいご厚意によりまして、何とかドナーの確保のめどが立ちました。ご両親はもちろんですが、我々周りにいるものとして

本当に感謝の念でいっぱいです。ありがとうございました。今後は回復に向かって、本人、家族も頑張っていられると思いますし、我々もできる限りの支援をしていかなくってはならないと思っております。町におかれましては、今後ともどうかご支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、一般質問に入ります。

まず最初に、合併のメリットはどこにあるか。合併のことは、先ほど6人の方が質問されておりますが、私も少し角度を変えて質問させていただきたいと思います。

任意協議会において事務事業の検討が行われましたが、住民にはほとんどメリットがないように思われます。スポーツセンターや道路が広くなるといった全町的なことより、日々の暮らしに直結した水道料金や税金、家賃などがより大切な問題なのです。自治会費も値上げせざるを得ないでしょう。建設計画も現在の広島市の財政を考えますと、半分も実施してくれればいい方だろうと思います。

本来、合併は住民に利益のあるものでなくてはなりません。国のためや県のためや市のためではなく、海田町の住民のプラスになるものでなくてはなりません。そうでなくては住民の理解は得られないと思います。諸般の事情を考えますとき、将来的には合併はやむなしと考えます。現在、このような状況で広島市との合併を急ぐべきではないと思います。住民は、現在広島市民でなくても不自由なく生活しているのでありますから、なぜ今性急に合併を急ぐのか、理解に苦しむというのが本音であると思います。もっと情報を不利なものも含めて流し、住民の意見を聞かれた上で、説明会をやられるそうですが、進めていくべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

2番目、安全なまちづくりを。最近、海田警察署管内におきまして、ひったくり、路上強盗、殺人、婦女暴行、自販機荒らし等事件が多発しております。まさに都会的犯行が増加していると言えます。このような状況に対応するために、海田署の警察官の増員、もちろんこれは県全体の増員も含めてですが、派出所の増設を県に要望してはいかがでしょうか。2番目、学齢期、特に中・高校生ですが、学校に行っていない外国籍の子どもをよく見かけますが、実態は把握しているのでしょうか。また、就学指導はしているのでしょうか。3番目、子どもが非行に走る要因の1つに、学校の勉強が分からない、おもしろくないというのがあります。分かるまで教える習熟度別クラスの導入をしてはどうでしょうか。4番目、廿日市市には「大樹の会」という住民組織があり、助役を会長に行政、自治会、PTA、青少年健全育成団体が一体となって活動しておられます。

本町でも早急に全町的な組織をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）多田議員ご質問の１点目と２点目の１番につきましては私から、２点目の２番目から４番目につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

初めに、合併のメリットについてのご質問にお答えいたします。合併に関しましては、情報を流し、住民皆様の意見を聞いた上で進めていくべきではないかのご質問でございますが、「広報かいた」への合併特集の記事の掲載、合併検討資料も更新して発行しております。また、任意協議会だよりの配布や海田町のホームページ上でも合併について資料を提供してまいりました。私は就任以来、合併は避けて通れない問題であると申し上げてまいりましたが、国、県の支援を受けることができる合併特例法の期限内に合併を進めることが住民の皆様にとって最もよいのではないかと、このように考えております。

現在、合併したとき、各種行政サービスがどう変わってくるのか、住民の皆様の負担はどう変わるのか、また合併後の海田地区のまちづくりの方向性について、広島市・海田町合併研究協議会で協議を行っております。この協議が終了し次第、おおむね各自治会単位に説明会を開催してまいります。住民の皆様からのご意見は、今後の合併に関する協議の参考にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

安全なまちづくりについてのご質問にお答えします。まず１点目の海田警察署員の増員、交番の増設についてでございますが、ご指摘のとおり、町内においてひったくり事件、犯罪が多発しております。本町といたしましても安全なまちづくりを行うため、警察組織の強化は必要なことであり、海田警察署員の増員、交番の増設について要望してまいりたいと考えております。なお、今後とも警察、防犯組合と協力をして、町内放送や街頭において防犯啓発活動等を実施して、犯罪の防止に努めてまいります。

それでは、２点目の２番から４番につきましては、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）安全なまちづくりにつきまして、２点目以降お答えをいたします。

外国籍児童、生徒の就学指導についてでございます。学齢に達している外国籍の児童、

生徒の町立学校への就学につきましては、現在転入に伴う外国人登録手続の際、教育委員会において保護者の就学申請に基づき、年齢相当の学年に在籍させております。また、小学校へ入学予定の学齢児童に対しましては、日本国籍の児童と同様に、児童全員を対象にあらかじめ就学時の健康診断を実施いたしまして、入学期日及び学校指定を行い、入学をいたしております。

ご質問の学校へ行っていない外国籍の子どもの実態でございますが、高学年になって入国いたしました児童、生徒の中に、日本の学校に馴染めない、授業が理解できないなどの理由で不登校あるいは不登校ぎみの子どもがおりますが、教育委員会といたしましては、特に中学校では、進路の問題や帰国したときの言葉の問題に対応いたすために、日本語の指導でありますとか母国語指導を行うことができる講師を学校へ派遣するなど日本語学級の充実、支援に努めております。

次に、習熟度別学習形態の導入についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、学校の勉強が理解できにくいことが青少年の非行原因の一端を担っていることにつきましては、教育委員会も十分受けとめております。現在学校では、学習が理解できにくい児童、生徒には日々の校務の合間を縫って、主に放課後を活用した個別指導でありますとか、あるいは休業中の補習授業等を実施しております。また、日常の授業の中でも、すべてではございませんけれども、教科の学習の内容に応じて徐々に習熟度別の学習の形態を取り入れております。教育委員会といたしましては、多面的な観点から総合的に判断をいたしまして、適切な時間に、学習内容に応じて、また児童、生徒の学習意欲に応じて、習熟度別の学習形態を広げていくように、各小・中学校に指導しているところでございます。

また、ご指摘の廿日市市の活動組織でございますが、これは地域から暴走族を一掃するために、暴走族、チーマー族の解体及び加入阻止をしようという地域の人たちの熱い思いが結集されて「大樹の会」は発足しております。この会の構成員は既存の団体、機関が総合的に組織され、青少年を非行から守るために共同パトロールに重点を置いた活動を実践しておられます。海田町におきましても、既に自治会、PTA、学校、少年補導補助員、それから警察署等が同様の活動を実施しておられますので、各関係団体が結束し活動していくことにつきまして、廿日市の「大樹の会」を参考にしながら研究をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）合併につきましては、住民説明会をやられるということで、そのときにやっぱり住民に不利な点、この間出てきました合併の任意協議会の資料とかその他を見ますと、何か非常に合併がバラ色のように、すごくカラフルに、パンフレットに文句をつけるわけではないんですが、何かあれを見るとすごく合併はバラ色のように見えるんですが、そうではなくて、やっぱり住民にはすごく負担が増えるんだということも理解していただいて、その上で、こういうメリットがあるから合併をせないけんのじゃと、今合併をせないけんのじゃということを理解してもらうために、ちょっと今の町長さんの説明では町民には理解できないんじゃないかと思います。

国、県の支援を受けるとおっしゃられますが、これは合併特例法で特例債がいただけるということなんですが、これを実際いただいて、海田町にこれを全部投資していただけるかどうかということも、だれが保証するのかということもまずお聞きしたいんですが。市議会議員さんが2人、出られるということですが、この市議会議員さん2人でそれを監視していくということになります。それで果たしてできるんでしょうか。

もう一つは、国もあめとむちをいろいろ用意して合併しろしろと言っているわけですが、今のままでいくと3,000自治体が2,000、1,000減ればいいだろうと。そこでやっぱり1,000ぐらいではちょっとどうにもならんので、特例法の暫定的延長ということも考えられるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

それと、あと事務事業を見ますと、市に統一というのがほとんどなんです。これだけは絶対譲れないというのがちょっと見えてこないんですが、そういう強い姿勢で望まれる何かそういうものがあるんでしょうか。特に水道なんか、海田町が非常に県に誇るものだと思います。水道なんかは特に譲れなくて、今の施設を10年は維持しながら、水道料金もそのまま維持するということとはできないものでしょうか。

もう一つは、合併しますと海田町の伝統文化が失われるということはないんでしょうけど、薄れていく可能性があります。例えば、この役場庁舎の跡地、公園とおっしゃられたんですが、せっかくこの山陽道に面しておるこの跡地を、そういった山陽道を記念するような施設のようなものをつくるというような計画は考えられないんでしょうか。先日、私たち、長浜市と彦根市を見学に行ったんですが、そこでは商店街に長浜市の場合はガラス細工の工場、見学できるような工場、それから彦根市の場合はろうそくをつくる工場というのがありまして、そこは住民が参加してできるような施設になっております。そういったような、何か特産品をつくりながらそれを見せられるというような施

設ができないものでしょうか。

それと、警察官の増員につきましては要望をしていただけるということで、特に派出所の場合、緊急の場合によく行きますが、大抵いらっしゃらないんです。外回りに出られているんだと思うんですが、どうもいらっしゃらないときが多いので、日中は代わりの方が1人、駅前交番の場合、OBの方が来られていますが、夜、特に深夜なんか行きますとおられないことが多々あるんです。そういった面もありまして、警察官の増員をしていただけるような要望と、それから以前、前田議員さんが質問されたと思うんですが、砂走地区に1つ交番があったら大変いいのではないかと思います。駅前地区が、駅前交番があそこまで見て、寺迫は国信の方まで見ているわけですが、非常に範囲が広くて、できれば砂走地区にあれば理想だと思うんですが、その辺要望していただけるんでしょうか。

それと町内の安全点検や街路灯のチェック、これは月に何回ぐらいやっけていらっしゃるんでしょうか。よく街路灯が切れている、私も時々言うんですけど、街路灯のチェックというのは夜やらないとこれはちょっとわからないわけですから、その辺何回ぐらいやられているんでしょうか。

それと、子ども110番の家というのがあるんですが、看板が非常に汚れてきたり薄れてきたり、それからもうお店に掲げてあったんだけど、そのお店が閉まっているというところもあるように聞いております。これの再点検はされているんでしょうか。

あと自治会の方であいさつ運動を実施されるということは何回も聞いているんですが、まだ具体的に回ってきていないんですが、うちの自治会でもあいさつ運動についてこうこういうふうにということはないんですが、この辺の実施状況は把握しておられるんでしょうか。

それから習熟度授業のことですが、これ、私が何で言うかといいますと、県警の方の少年課の研修会に行ったときに、補導した少年に住所と名前を書けと言うと漢字で書けん、漢字が分からん。それからこれはまた別の話なんですけど、九九ができない。漢字が書けん、九九ができんのじゃ、これは恐らく中学校へ行ってもおもしろないでしょうと、少年課の係員の方がそう言われるわけです。多分授業が全然分からん、分からんけんついてよういかん。で、おもしろくないということです。文部省は来年度、まだ予算が通ってありませんが、この習熟度授業については教員の増員や指導方法の研究を進めるために7億円の予算を要求していると聞いております。

もう一つ、先日山形県の鶴岡第三中学校の取り組みにつきまして、NHKスペシャルという番組がございました。それを拝見させていただいたんですが、すばらしい、そこは特別に教員を加配していただいているわけなんですけど、そこで言われているのが、以前は初めに問題行動があつて、それゆえに勉強が分からない、ゆえに学習をしない、教室から抜け出るんだということが、そういうふうには生徒をとらえていたんですが、実際はそうではないんじゃないかということがこの学校の発想の転換でした。初めに学習が分からないということがあつて、それが積み重なって問題行動になり、そして学習離脱、クラスから抜け出て保健室なりそういうところへ行くと。最初に、この平成10年度のときに、すごくこの学校は荒れていたそうです。喫煙、いつ学校に出てきていつ帰ったか分からない。また生徒昇降口では寝そべっている生徒もあり、保健室はたまり場になっておる。朝の朝礼のときには空席が10以上ある。教室の外の防球ネットには給食の食べかすや紙飛行機が大量にひっかかっている。廊下にはガムの食べかすが散乱して、先生はその食べかすを削り取るのが週初めの仕事だったというふうになっております。

ここのすばらしいのは、学期2回なんですけど、事務職も含めて全教職員が1人ずつマン・ツー・マンで分かるまで教えるというのをやられております、放課後なんですけど。これもすばらしいと思いますし、またこの平成14年度計画を見ますと、特に英語なんかおもしろいんですが、2年生はドジャースクラス、タイガースクラス、ダイヤモンドバッククラス、ジャイアンツクラスとメッツ、マリナーズ、レッドソックスとかいうふうに非常におもしろく分けておられます。それで数学の場合は、春夏秋冬学級というふうに分けてやっておられます。

あともう一つ、「大樹の会」は確かにおっしゃられるとおりなんですけど、海田町にも青少年健全育成町民会議というのがございますね、各団体を含めました。年1回講演会をしているだけなんですけど、これをうまく活用して何かできないものかなということを考えているんですが、「大樹の会」のような組織を何とか立ち上げるような形ができないものかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）合併問題についてでございますが、住民説明のときに不利な面も知らせるべきではないかというふうなご指摘でございますが、今回、任意協議会が終了後、広島市との大筋合意がなされた内容につきましては、十分住民の方々に説明してまいり

たいというふうに考えております。ポイントは3つだろうと思います。1つは、合併した場合に住民生活がどう変わるかという観点に立てば、まず住民負担がどうなるか。それから広島市と合併したときにはどういうサービスが新たに受けられるのか。それとも今まで海田町にあったサービスが、何がなくなるのかというのを具体的に説明してまいりたいと思います。あともう一つは、合併建設計画の関係で、海田町が単独町としてまちづくりを進めていく上でどうなるのか。それから合併建設計画においては、10カ年でどういうまちづくりができるのかというものを具体的に説明してまいりたいというふうに考えております。

それから特例債の関係ですが、これ、240数億が、海田町の場合は特例債の対象事業というふうな計算上ではなっております。広島市も、要はここが一番メリットな部分でございまして、当然特例債の対象事業の枠をすべて使い切ったような形での合併建設計画というものをつくっていかうということで、近々案が出てまいりますので、これは皆様方にご説明してまいりたいというふうに考えております。

それから、合併した後に、議員2人で監視ができるかということでございますが、これまでも広島市が合併した町村におきましては、建設計画は基本的に守られております。ただ用地を伴うもので、地元の協力を得られないというふうな事業も残っているようでございますが、いわゆる合併建設計画に計上された事業費、財源というものは、これまでの合併市町の中では出されているというふうに考えております。

それから、特例法の暫定的な延長ということでございますが、こういったお話は時々お聞きします。総務大臣の方も、現在の、今まで我々が得ている情報の中ではそういった特例債の期限の延長というふうな情報は一切聞いておりません。国も、要は構造改革から出ました地方分権の推進の中で、ある程度国の財源が厳しくなっております。構造改革もしなくてはいけない、地方分権も進めなくてはいけないというふうなことで、いわば最後の大盤振る舞いといいますか、そういうふうなことで進めていきたいというふうなことは我々お聞きしております。先ほど申しましたように、暫定的延長については、今のところそういった情報はございません。

それから、常に市の制度に統一しているではないかと、何か残すものはないかというふうなことでございますが、基本的には合併ですから一つの、どちらかの制度に合わざるを得ないと。同じ市の中に制度が2つあるというのは、それは市民感情的にもなかなか難しいのではないかとというふうに考えております。海田町の独自でもった、いわゆ

る一般的にいい制度というふうな、住民にとって非常にいい制度というものについては、広島市にないものにつきましては、すぐになくすのではなしに段階的に存続してくれとか期限を切って存続してくれとかいうことで、今事務事業のすり合わせの最終調整を図っております。これにつきましても、決まりましたら明らかにしてまいりたいというふう考えております。

それから、海田町の伝統文化の関係でございますが、議員ご指摘のとおりでございます。そして、この海田町役場の跡地については、今のところ公園にしたかどうかというふうなことを考えておりますが、我々の方としても山陽道の場所でございますし、熊野神社の前ということになりますので、今の公園の中身についての具体的な検討はしておりませんが、そういう趣旨のものは持って、広島市と協議に当たっていききたいというふうに考えます。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）交番の件につきましては、海田警察署よりも先日、海田市交番区域で大変犯罪が多発しておるということで、この区域につきましては重点的に警備を強化するという連絡がございました。これを受けまして、私どもも引き続いて交番の増設等について要請したいと考えております。

それと防犯灯の点検でございますが、指摘されたところを中心として月1回、定期的に行っております。それと、子ども110番につきましては、定期的には行っておりませんが、今後再チェックをしていきたいと考えております。それと、あいさつ運動につきましては、自治会も中心になってやるということになっておりますが、青少年健全育成町民会議も同じような運動をするということで計画を立てておられますので、連携をとって行いたいと考えております。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）習熟度別学習に関しまして、私の方からお答えいたします。

議員ご指摘のように、学力が十分ついていない、いわゆる学校の学習内容がわからないということから学校嫌いになったり、あるいは不登校傾向が出てくるという事例が結構あるということは、先ほどの答弁でも申し上げましたが、学校の中で基礎学力が十分身についたから問題行動が少なくなったという報告も、ご指摘のようにいろんな会でなされておるところでございます。ところが、また別の会では、学校の環境づくりをよくしたから、そのおかげで問題行動が減ったという報告もございます。極端な例で申し上げ

げますと、トイレをきれいにしたから問題行動がうんと減ってきたという報告もございます。いろいろその要因はございますが、いずれにいたしましても、今中学校進路指導といいましょうか、そういう視点から、進路保証という視点から考えてみましても、今ご指摘のような学力ではどうにもならないという心配がございますので、そういう意味で中学校も非常に今神経質になっておるところでございます、既にはつらつプランとこのを導入いたして、習熟度別に準ずるような取り組みをしておるところもございますし、チームティーチングを導入して、学力の十分ついていない児童については、補助的に教員がついて指導していくというような指導の仕方をとっておるいわゆるチームティーチングもございます。

しかしながら、私どもが心配しますのは、中学校段階では遅いのではないかという部分もございます。そういう意味で、小学校段階から基礎基本について十分徹底するようというような指導をいたしておるところでございます、小学校におきましても、中学校でやっておりますと同様にそういう手法を取り入れますと同時に、あわせて朝の時間に基礎学力に類します漢字の問題であるとか計算の問題であるとか、こういうようなものを導入していきながら、いわゆるドリルをしながら力量を身につけていくと、こういう努力もされておるわけでございます。

いずれにいたしましても、習熟度学習というのは、これはいわゆる子どもの学力差に応じてクラス編制をするなり班編制をしていくわけでございますので、いわば子どもたち相互に学力差の現状が見えてくるということもございます。そういう意味でいいますと、いわゆる子どもたちの立場も十分理解して、保護者の皆さんが十分理解と協力をいただいた中でやっていく必要もあろうかと思えます。そういう配慮をしながら、今後中学校では大いにこれを導入していきたいという今、意向もございますし、我々も指導をしておるところでございます。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）閉店された道路内にある看板、不法占用物につきましては、道路点検とともに土曜、日曜に年末の一斉点検を行います。そのときに実施するよう準備を進めていきたいと思えます。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは町民会議の事務局を担当している立場から、この会の現在の動きについてご説明いたします。まず今年度のあいさつ運動にかかわる部分でこ

ございますが、10月に全町民を対象にいたしまして、あいさつ標語の募集をいたしました。応募数はわずか54点ということで、これでは全町民の運動としてはまだ広がり弱いということで、1月広報におきまして、第2期の標語募集を皆さんにまた改めてお願いをするようにしております。1期の作品につきましては、1期分で審査をしたいと思っております。

それからもう一つ、このあいさつ運動と並行して、未成年者の喫煙防止活動についてもこの会では進めておりますが、先日、町内の全たばこ販売店に、未成年者の喫煙防止運動について町の要旨を説明しながら、これまでもいろいろとご協力をいただいておりますが、今後もおなじみ、この未成年者の喫煙防止についてはご協力をいただくようにという依頼文を配布いたしました。それから、この後あいさつ運動に絡んでは、全家庭に配るシールの作成に取りかかります。それから15年度へこれをつなげていきたいと思っております。

それからもう一つ、廿日市市の「大樹の会」が海田町ではこの町民会議に匹敵するのではないかというご意見でございますが、それは私も同様に考えております。廿日市市の「大樹の会」よりも海田町民会議の方が多くの団体で組織をされておりますので、より効果が上がるかと、そういうふうな見通しは立てております。ただ先日、私も海田警察署の方に足を運びまして、町内の様子を伺いましたけれども、13年度に比べて14年度の犯罪数、この一覧表をいただきました。その一覧表を見まして、数字を提示されても、それぞれの犯罪の内容が見えてこなかったんです。それぞれの犯罪の事実、これをまず我々はきちっと把握しないと、この町民会議がこれから何をしていけばいいのかというのは見えてこないと思うので、この町民会議においては、それぞれの団体から現在課題となっているものを今度は報告していただく場を設定しようかと考えております。以上でございます。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）先ほどの部長の答弁の中に、やっぱり市に統一するのだからしょうがないよという面があるということは、これはわかります。ただ国対国でも、中国にこの間入りました香港でも1国2制度、あの中国が1国2制度を取り入れておるのに、広島市が1市2制度をだめというのもどうなんでしょうか。町の方で、町の制度の方がいいもの、これは市の方に取り入れていただけるように、強力に言うのが町の立場ではないですか。海田町がもらっていただける、結婚でいいですよ、押しかけ女房なんか、それとももら

っていただけるんかというところだと思うんです。広島市がどうしても要するというのだったら、海田町の方がいい制度を持っているんならそれは検討しましょうと、市議会の方にかけてでも全体に広めるように検討していただけてもいいんじゃないですか。そういう強い姿勢というのがちょっと見えてこんです。現場の方の意見を聞いても、市に幾ら交渉しても市の制度、市の制度、全部うちのようにしてくれということを言われると現場の方も言うておられます。ですから執行部の方で、海田町が今どうしても困って広島市に助けてくれというわけではないんでしょうから、どうしてもこれだけは譲れんというものを持っていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

それと交番の方、ぜひ強力に県の方に要望していただきたいと思います。

それと先ほど社会教育課長が言われましたように、青少年の犯罪というのが14年度9月末だけでも5割以上、青少年、中高生の犯罪が全犯罪数の5割以上を占めているというのが現状です。こういうことから考えましても、やっぱり青少年健全育成町民会議の方でぜひ「大樹の会」のような、「大樹の会」は確か暴走族、チーマー族というのが目的だったんですが、海田町にも清光会という暴走族がございます。現在構成員が十数名だと聞いておりますが、ただ海田町の暴走族は、海田で暴走しなくて市内で暴走しているために海田町民には知られない、知らされていないかも知れません。ただいることは確かなんです。中学生も確かに加入しております。そういった面で、海田町内でたむろはしないかも知れませんが、そういう防ぐ活動というのも必要ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

それと先日、昨日とおとつ、海田中学校のブラスバンドの定期演奏会に行ってみました。その前にも西中のブラスバンドの定期演奏会に行ったんですが、非常に生徒の目がすばらしく輝いて、演奏もすばらしかったんですが、このクラブ活動、特にそういう希望というか夢とか目的のある子というのは絶対に非行に走らない。これは少年補導官も言うておられます。ですから、ちょっと視点が外れるかも知れませんが、クラブ活動にも多大な支援をいただきたいなと。昨日なんか衣装までも全部保護者がつくられて、特に海田中学の場合は来年国民文化祭に、山形県の方に出演依頼が来ているそうなんですが、東京に行かれるにしても山形県に行かれるにしても、旅費は町から出るかも知れませんが、運ぶトラックの手配とかそういったことで非常にお金が、保護者の負担が増えているとは思いますが。そういった面で、来年度予算にぜひその辺を反映していただきたいなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）合併問題についてお答えします。

譲れない気持ちといいたいしょうか、そういうものを持っていたきたいということですが、当然我々協議に当たりましては合併ありきというような姿勢ではなくて、将来の住民の生活とかあるいは福祉向上がどういふように図れるのかという視点に立ちまして、是々非々で意見を交換しておるといふ状況でございます。その中で、市の基準あるいは考え方等もございまして、いろいろと協議をしているといふところでございすけれども、それにあわせて住民感情等も考慮に入れながらやっていかんといけんといふことでございまして、我々としては今後とも毅然とした態度で、譲れないものについては譲れないといふことで、引き続き協議を進めてまいりたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、青少年育成町民会議の活動内容につきまして、先ほど社会教育課長の方からお答えいたしましたけれども、今後の活動内容につきまして、今現在青少年における課題、そこらあたりをよくよく分析しながら、今後の活動内容、方向性を定めていきたいといふふうに考えております。

それから、もう1点の学校のクラブ活動に対する援助、これまでも特に海中のプラスバンドあたりは立派な成績をおさめてこられました中で、町といたしましてもできるだけそういった援助をしてきております。そういった楽器の搬送等におきましても、これも補助の対象にしながら、今までやってきておるところでございまして、今後とも予算があるわけですが、可能な範囲で援助していきたいといふふうに思っております。

○議長（河野）1番、岡田君。

○1番（岡田）1番、岡田です。合併問題について、今いろいろと、金曜日そして今日、議員の方、発言されておりますが、大変重要なことなので私も、重複すると思ひますけれども、私の視点から発言をさせていただきます。

合併問題について。質問1、合併の計画では、大型ごみの有料化や町営住宅の家賃の値上げなどが盛り込まれ、ただでさえ不況下で苦しい住民生活が一層困難に陥ることが予想されます。5月末の説明会では抽象的な数字でしたが、住民個々に料金がどのようになるのか、もっと知らせるべきではないでしょうか。そしてこうした情報を提供し、住民の意見をどのように聞くのか、町政にどのように取り入れるのかをお尋ねをいたし

ます。

質問 2、平成12年度の資料に基づきますと、財政力指数は広島市が0.75、海田町は0.81です。それを見ますと、広島市と合併の必要性は薄れてきます。合併をすることで海田町民は広島市民の借金を背負うことになってますが、このようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

質問 3、広島市と比較して、財政的には健全な自治体なのに、合併をしてどのような利益があるのでしょうか。広島市との合併で町民が受ける利益を、施設が利用できるとか買い物に便利だとか通勤者が多いとかというような抽象的なものではなく、もう少し具体的なものをお示してください。

質問 4、「行政体が異なる公共施設の適正な配置、効果的な地域整備、土地利用が行いにくいこと、福祉や保健などの行政サービスの相違、コミュニティー活動の連携がとりにくいという問題がある」と合併の必要性で述べられておりますが、広島市と合併をした安芸区を見ますと、府中町から船越に抜ける道路が突然狭くなっている問題や、矢野に町民文化センターやスポーツセンターなど住民が要求している施設がないなどを見ますと、独立した施設を一通り不十分ながら持っている海田町にとって、直接的な利益はないように思います。町民は、かえって役場の廃止などで不便になります。町長は広島市との合併に大きな幻想と願望をお持ちだとしか考えられませんが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

質問 5、合併の時期について質問いたします。これから任意協議会で決まったことを、来年より自治会単位で報告されるということですが、町民の意見はそこで反映されるのでしょうか。今までの説明では、資料の提供など極めて抽象的で、負担増や実利などもっと知りたいというのが町民の要求です。町民の意見を聞いた上で協議を重ねていく、こういうのが本筋であって、合併のスケジュールを先に決めておいて説明をしていくというのは民主主義に反します。事後報告ではなく、町民の意見を聞いてから合併を決めるべきです。合併は町長の任期中に限定せずに、論議を重ねるべきではないでしょうか。来年の5月に法定協議会が設置をされ、9月議会で広島市と海田町の合併の決議をすることになっていますが、時期尚早ではないか、お尋ねをいたします。

続いて、失業問題についてお尋ねをいたします。長引く不況により、会社の倒産やリストラで失業者が増大をしています。パートタイマーやフリーターで働ける若年層でも大変な状況ですが、中高齢者にとっては一層深刻です。健康で安心をして暮らせるまち

づくりの中で、高齢者の就労の促進を掲げられておられます。60歳を前にリストラをされ、年金もまだもらうことができずに、生活保護も受けることができずに貯金を取り崩しながら仕事を探しておられる方もおられます。こうした方に就労の場を町独自に提供あるいは紹介をすべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、乳幼児医療費の就学前までの無料化について、再度お尋ねをいたします。就学前までの乳幼児の入院費の無料化について、前回質問しましたけれども、町で幾らの予算を組めば入院費の無料化ができるかを知りたいと思い質問しましたが、素人なので自分なりに試算をしましたところ、400万円から500万円程度でできるのではないのでしょうか。なぜ実施しようと努力しないのかをお尋ねをいたします。

最後に、町長の海外視察についてお尋ねをいたします。町長は11月14日から17日まで、台湾へ公費で視察に行かれましたが、その研修目的とその成果を海田町政にどのように生かそうとお考えでしょうか、ご報告をお願いをいたします。まず質問1、今一番求められているのは海外旅行ではなく、区画整理事業の説明や合併問題での町民への資料提供と説明ではないでしょうか。町長の見解を求めます。質問2、日程と費用や研修などをご報告ください。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問の合併問題についてご答弁申し上げます。

まず1点目の、住民に詳しい状況を提供し、住民の意見をどのように聞き、取り入れるのか、またそれを町政にどのように取り入れるのかと、このご質問でございますが、住民の皆様には、既に「広報かいた」やホームページでの合併検討資料掲載、合併検討資料配布、住民意見交換会の開催、アンケート調査の実施、合併研究協議会だよりの発行等を行い、情報提供に努めてきたところでございます。先日、お示ししました日程によって、1月から住民の皆様説明会を行うこととしております。

次に、2点目の財政力指数が広島市の方が低く、海田町民が広島市の借金を背負うことにならないのかとのご質問でございますが、前にも申し上げたと思いますが、私は広島市の借金を肩代わりするとは考えておりません。確かに財政力指数だけを比較してみますと、海田町の方がよいと言えるかもしれませんが、広島市は多様な住民ニーズに応えるため、都市基盤の整備や福祉制度の充実を図られ、各種の事業を実施してこられた結果であると考えております。政令指定都市として、既に整備されている福祉制度や施設など海田町民が受ける利益は大きいと考えております。

3 点目でございますが、財政的に健全な自治体がなぜ合併をしなければならないのか、具体的に示せとのご質問ですが、確かに財政指標では海田町はよい方かもしれませんが、地方分権が実行段階を迎える中、高度で専門性の高い各種の行政需要に的確に対応していくには、小規模な自治体においては、今後ますます厳しい財政状況になることが予想されます。こうした状況の中、広島都市圏東部のまちづくり事業と連続立体交差事業や駅南口土地区画整理事業等を計画しておりますが、先月の特別委員会でご説明申し上げたとおり、本町の財政規模を考えますと、仮に都市計画税を導入したとしても数十年という長い期間を必要といたします。このような事業を早期に実現するためにも、国や県の財政支援を受けることのできる合併特例法の期限内に合併をしてこそ、住民に利益があると考えております。

次に、4 点目でございますが、広島市との合併に大きな幻想と願望を持ち、海田町の直接的な利益はないのではないかとのご質問ですが、合併特例法期限内に合併しますと、財政支援を受けることができ、まちづくりは格段に進みます。また、広島市が既に持っている充実した福祉、保険制度や区にある保健センター、福祉センター等を市民として一体的に利用できることから、決して町民に利益がないというものではありません。

5 点目の現在の合併スケジュールは民意が反映されておらず、期間が短過ぎるのではとのご質問ですが、行政の責任者として合併の必要性を感じ、具体的な内容を明らかにするため協議会を設置し、協議を進めているところでございます。1 月からは住民説明会を開催し、協議の内容について説明させていただきます。今後も今までお示ししているスケジュールに沿って進めていくよう努めてまいります。

続きまして、失業問題についてのご質問にお答えします。就労の場の提供につきましては、町臨時職員等は登録制を採用しております。また、海田町シルバー人材センターへは各種業務委託を行っているところでございます。職業紹介事業につきましては、公共職業安定所及び職業安定法の規定により、許可を受けている事業所が行うことになっており、町では直接実施できませんのでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、乳幼児医療就学前の無料化についてのご質問にお答えします。乳幼児医療費助成制度の拡充につきましては、これまでも県の制度の拡充時期に合わせて実施してまいりました。これは、単に財政的見地からではなく、乳幼児に対する医療費の無料化拡充の前に、健康づくりへの対応が優先されるべきと考えられるためでございます。これからも県に先行しての拡充は行わず、健康相談や健康指導等による健康づくりを充

実させてまいりたいと考えております。

続きまして、海外視察についてのご質問にお答えいたします。まず初めに、この研修は、厳しい地方分権の時代に町長として国際的視野と識見を高め、地域の現況と将来を展望した適切な施策を推進し、地方自治の発展に資することを目的としております。

1点目についてでございますが、合併問題や区画整理事業の重要性は十分に認識しておりますし、住民の皆様これらに関する情報を公開するために引き続き広報活動、住民説明会で適切な資料を提供し、ご理解をいただきたいと思います。

次に2点目の日程と費用についてでございますが、日程は平成14年11月14日の木曜日から17日の日曜日まででした。費用は19万8,000円で、県町村会、郡町村会、町で負担をいたしております。内容につきましては、台湾の政治と政府について、地方自治の仕組み、税制の仕組み、経済の状況、高い競争力を維持するビジネスの特徴、エネルギーの状況、教育の状況等について研修させていただきました。今後、研修の成果を町政に生かしてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）合併問題のことについてなんですけども、盛んに私たちが情報公開をしてくれと言われたら、町長は広報で今年の初めからずっと流しておるとかいろいろやっておると、もう十分だというふうな認識を受けるんですけども、私たちがこの7月に、住民投票を求める会で住民投票を求めてくれというアンケートを、署名を行ったんですけども、そのときに少し何か町に対して、この合併問題に対してどういうふうなことを要望しておるとかというふうな、ちょっとアンケートもつけて出したんですけども、それで返ってきておるんです。町の一応、手で皆さん方、書いてもらっておるんです。その中に、多くの方が7月の段階で、ちょうど町が合併アンケートを行った、それと前後したんですけども、そのときに、多くの方が情報が不足しておるからもう少しどんどん流してくれ、そうせんと判断がつかんと、そういうふうな方が、かなり多くの方がこういうふうな意見を書いておられるんです。町側の説明というのか、そういうのとかなりギャップがあると思うんです。

それは、単にただ文章を書いて流すと、それで町長はもう説明は十分やっておるといふふうに考えておられるんでしょうけど、やはり私たちは、実際に町長が自治会なりいろいろなところに出向いて、自分はこの海田町を将来どういうふうにしていきたいんだというふうなことをひざを突き合せて話していかないから、やはり町民の方にはなかなか

か納得ができないと思うんです。それだから、やはりあのアンケートの回収率でも、町が行ったにもかかわらず42.6%ですから物すごく低い回収率だったんです。やはりそのことに現われておると思うんです。

やはりこういうふうな大きな問題ですから、やはり合併をするというのは、町長も町民も物すごくエネルギーが要ると思うんです。ただ単に文章を、決まったことをどんどん文章にして出して、広報とかで周知徹底をしたと、そういうふうな問題ではないと思うんです。やはり町長自らが率先をして、この自治体、自治会単位、47か8あると思うんですけど、そういうところに積極的に出向いて、住民の方と意見を交換しながら、そしてその中で住民の人の意見を取り上げて、それを協議会に反映をしていく。そういうふうなことをしない限り、やはり今のようなやり方、町長が自分の任期中に合併をする、それにすべて合わせてしまうと、そういうふうなやり方では、例えば合併をしたとしても、後で何か物すごく遺恨というんか、そういうふうなのが残ると思うんです。

合併について分かる人は分かるけどもわからない人、そういうふうな人がかなりおられると思うんです。実際に、私たちが署名やなんかとっていても、もう決まったんでしょと、そういうふうな言い方をされる方がかなりおられるんです。町からの説明ではなくて、あれはテレビでやっておりましたと、そういうふうな認識の方もかなりおられるんです。やっぱりそうではなくて、町長が実際に出向いて、まだぜんぜん合併の決議やなんかも出ていないわけですから、それなのに町民の方の認識というのはそうではないんです。町長との認識のずれというのがかなりあるんです。それがやはりアンケートとかこういうふうなものに出ておると思うんです。

それでもう少し、ただ事後報告とか報告とかいうのではなくて、やっぱり説明というのか、懇談会をどんどんどんどんしてほしいんです。その中で、町民の方の意見というのか、そういうふうなのを取り入れてほしい。それで期限がまだ町長の任期中でなくても、例えば平成17年の特例法が切れるまでもまだ十分間に合うと思うんです。そういうふうにしたやり方が一番だと思うんですけども、その辺のところの見解をお尋ねします。

それと、あと乳幼児の就学前までの無料化なんですけども、これ、入院に限らず治療もそうなんですけども、就学前までというのが、これが大体県やその他の自治体、町村の流れになっておるんですけども、これに頑として、いろいろな保険制度があるとかその他というふうなことを言われるんですけど、それは当然そうすべきであって、今の

そんなにたくさんのお金がかかるわけではないですから、ぜひとも検討をお願いいたします。

それと、町長の海外視察なんですけども、これ、自分で行かれたわけですから、やはり堂々と、こういうふうなわけだから行ったというふうなことを胸を張って言ってほしいんですけども、今のだったら、はいじゃ海田町が広島市と合併をしたら海田町はなくなるわけですから、こういうふうな時期にこういうふうな視察をして、海田町のために町長がどのように、町民のためにどのようにこういう制度を還元するかというのが全く出ていないと思うんです。私はまだ議員になって日が浅いというか、まだ1期目なのでよく分からないんですけども、この問題は議会通信にちょっとだけ載っておったんです。今度の12月の議会で報告があるかと思ったらそれもないと。もしそこで見落としとったら、町長が海外へ行かれたのかどうかというのも報告がないからさっぱり分からないんです。過去に、過去というのか町長在職中、4期目になられるんですけど、何回ぐらい行かれたのか。ちょっとそういうようなところがあったので、今までそういうふうな、どういうふうにこの海田町政に反映をさせてこられたのか、そういうふうなところをお伺いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題につきましては、やはり町長がこれまでもひざを突き合せて話しておらんということから、いろいろとご批判いただくわけですが、現在でも特に校区別の説明会等はやってまいりましたけども、私自身やはりいろんなところへ出る会合はあるわけですが、そういうところにはやはり私の方からもお話し、向こうからもお尋ねになるということからの合併のお話はしてきておるわけですが、やはりそのことは、別に公式に会合を持ってとかどうかではありませんので、一々記録もいたしておりませんが、いずれにいたしましても、先般から申し上げておりますように、1月からは各自治会を回って、私自ら当然でございますけれども、これまで協議をした中でお話しできることをどんどんと、メリットもデメリットも、隠すことも必要はないわけですが、そういう協議を、お話をしながら理解を求めていきたいと、こういうふうに考えております。

それと海外の視察でございますが、これは職員の時代も行ったことがあるので、今いきなり何回と言われるとちょっと。（「町長になられてからです」と呼ぶ者あり）町長になってですか。これは町費の場合とそうでない場合もあるわけですが、四、五回

あるかと思いますが、この約十七、八年のうちに。これも費用はどっちがどうであったかなど、当然自分だけで行ったのもありますけれども、大体そのくらい行っておるのではなかろうかなと思います。

それでこれは、帰ってすぐ何に、町長、生かすのかということもちょっとお尋ねがあったと思いますけれども、これは今回の台湾にしてもしかりでございますけれども、台湾は10年前ぐらいに、これは町の方へ議会の議員さんと学校へ参ったことがあるわけでございますけれども、やっぱり台北でございましたけれども、やはり現在行ってみて、非常に町内が整備されてきた。当時はまだかなり、台北以外は知らんわけでございますけれども、基盤整備やなんか進んでいなかったのがかなり進んできた。

それと感心したのが、やっぱり教育でございます。10年ぐらい前に行ったときの教育、やはり子どものしつけということについて、これは学校だけではなく父兄が非常に熱心でございます。それは厳しいということだけでなくして、子どもとのコミュニケーションをよく図っておられるなど。話を聞きますと、休みなどできるだけ子どもさんと一緒に時間を過ごされる。それも小学校からでなくして、もう幼稚園時代からそういうようなことに努めておられる。それからできるだけ家族が、やはり儒教の関係からそう思うんですけれども、非常にすばらしい家族構成をやっているわけです。

そういうこととか経済にしてもしかりです。今、一時期、発展をする時代に、やはり労賃が上がったためにちょっとドーナツ現象が起きかけてきたというような時代がありましたけれども、今やはり電子関係等でかなり上向きましたというような状況であります。特に、日本の戦中の施設を非常に大切にしてもらっておる。朝鮮総督府あるいは台北駅なんぞは、日本の統治時代にできたものは大変大事にしておると、こういうようなことをいろいろ勉強させて、見させてもらってきたわけでございますので、これはまたやはり我々も地域のことについて、そういうものをしっかり考えて、これからは地域あるいは学校の中で、でき得るものはそういうふうにやはり指導、教育も要るのではなかろうかなと、こういうふうに考えてきております。ここですべて話すわけにもいきませんので、以上で、海外につきましてはご報告いたしておきます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、乳幼児医療費の拡充についてご答弁を申し上げたいと思います。この問題につきましては、岡田議員の方からたびたびご質問もいただき、そのたびに一応基本的には県制度に準拠してまいりたいと、こういうご答弁を繰り返して

まいりました。ご承知かと思いますが、0歳児につきましては、相当長期にわたって町独自で拡充をしてまいりました。県制度準拠で申し上げますと、2歳児の通院あるいは3歳児の入院への拡充時につきましても、即座に対応しながらその方針を堅持をしてまいりました。

全般的に、今乳幼児の医療助成について、拡充の流れにあるのではないかと、こういうご指摘だと思います。これにつきましては、確かにそのような流れにあるということはそのとおりであろうと思います。県内の状況を今全般的にざっと眺めてみますと、本町をはじめ隣接の府中、坂、これらを含めて現在県内の市町村で、約6割の自治体が県準拠という形で運用を図っております。これまでも繰り返してまいりましたように、健康相談、健康に関する医療費の助成よりもそれの方が優先ではないかという考え方で、県準拠ということで考えてまいりました。

それと、現在合併問題が具体的になりつつある、こういう状況の中で、やはり今の状況で拡充を図っていくべきではないのではないかと、こういう考え方でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）合併問題なんですけども、先ほど堀間議員の質問のときに、町民の負担がどうなるのかというふうな質問があったときに、町営住宅の方の入居者の家賃が上がるというふうなことが言われなかったと思うんですけども、このことは町営住宅に限らずに、私たちがこういうふうな町に対してとかいう、どういうふうに町政に対して思っておられますかというふうなアンケートの中で、議会でもこういうふうなことがあるから役場とかいうのは信用できないと、そういうふうに見える方が、実際に書いておられる方がおられるんです、何人か。やはり今でも実際に堀間議員がほかにはないんですねと言われたときに、ごみの問題と、大型ごみと、それしか言われなかったと。県営住宅、海田町に県営住宅に住んでおられる方がおられるんです、とか町営とか、そういうふうなのを、これは決まったことだと思うんですけども、こういうふうなことを知らされないと。こういうふうなところに物すごく町政というのか、物すごく不信感があると思うんです。それだから実際に町民の方も、町長なんかと実際に話をしたいと。合併問題についてどういうふうにご考えておるのか。私たちはこういうふうにご考えておるというふうなことを意見を述べる場、そういうふうなのをつくってそれを反映してほしいと、そういうふうなことを望んでおられるんです。それなのに町長はなかなか、ただ事後報告と

いうのか1回だけというふうな、そういうふうなだけでなく、やはりもう少し何回も何回も繰り返すような格好で説明をしてほしいんです。そうしないと、ただ1回とかなんかではなかなか分からないと思うんです。特にこういうふうな大きな問題ですから、将来どうなるのか、あるいは目先のことでなくて、20年、30年後にはどういうふうになるのか。やはり一番影響があるのは町民の方なんです。我々議員も、そして町長も合併をしたら失職するわけです。そうなったらもう責任がないわけなんです。一番実際に負担を負うのは町民の方なんです。そここのところを考えてほしいんですけども。

それと海外視察なんですけども、私はこの海外視察に行った成果を町政にどのようにして反映をするのか。よしてもう町長の任期中に海田町がなくなるという時期に、この時期に行かれた、そういうふうな理由というのか、行かれたその成果が町政に対して反映できるのか。これ実際にこのものは、ある町民の方が空港で町長やその他の執行部の方を見られて、この忙しい時期に、合併問題とか何かで忙しい時期に、何で町長は海外視察をする必要があるのか、そういうふうな疑念を持っておられるんです。そういうところから質問をしておるんですけども、町民に対してどういうふうに行ったことに対して説明をするのか、成果をどういうふうにするのか、そういうふうなところをやっぱり説明をする義務があると思うんですけど。そここのところをお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）確かに合併問題を前にしてということでございますけれども、なぜ、ではこういう時期に行ったのかと、こういうことでございますが、できるだけそういう時期であることは我々も承知いたしておりますので、木、金、土、日と土曜、日曜を使って出ていったわけでございますが、それも万一があってはいかんということで、海外へも携帯電話の通じるような諸準備もすべてしていったわけでございますけれども、では私自身が今行って何になるか、どうするんだということですが、これは公費を使って行った以上、私そのもののやはり見識だけではありませんし、私だけの知識にするものではございません。これから、今でもそうですが、まだ錢を集めてどうするということろまでではありませんけど、幹部やなんぞにはこういうことがあったよと、台湾はこういうようなよと、国民性はこうだよというような話は順次していておりますし、このことは私でなくしてこれからの人へ残していきたいと、こういうような考えであります。以上でございます。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）先ほどの堀間議員のところでのいろいろな負担増につきましてですけれども、今現在協議中のものもあり、まだはっきりしたことは言えない部分もあります。ただ先ほど堀間議員のところでのご質問で、標準的な家庭をとということで、いろいろ示された中で、今こういうものがもしということであれば考えられるなということですから、ちょっと町営住宅の部分が抜けたりとかいうのは大変失礼だったと思いますけども、そういうものは、現在ほぼ協議が整ったものについては整理をし、1月からの説明会では明らかにしていきますし、その他パンフレット等もつくって、全戸配布をして町民の暮らしがどうなるか、どれはどうなるかということは周知をしていくような計画をしておりますので、その中ではっきりとご説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。10時50分まで。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

2番、西田君。

○2番（西田）2番、西田です。「まちづくり総合支援事業」についてお尋ねします。

国土交通省は地域の創意工夫を生かした地域が主役のまちづくりを強力に推進するため、地域の自由の発想に立って、地域だけでは解決困難なまちづくりの課題に対して、地域と国が協力して積極的に問題の解決に取り組むとされています。まちづくり事業計画は町が策定し、まちづくりの課題解決のために目指すべき方向及び事業手法の組合わせは、町の自由の発想によるものとしております。支援はハード事業からソフト事業まで多彩で、「まちづくり総合支援事業」の前年度比予算額の倍率は、平成14年度に1.1倍で、平成15年度には1.2倍に増加の傾向にあります。

私は、まちづくりや各種モデル事業に関して、昨年から今年の議会で質問したところがあります。今回は、新たにエコシティーづくり（環境共生都市）並びにまちづくりと情報化について質問いたします。

1点目はエコシティーづくりであります。面積的に広く利用できる東広バイパスに太陽電池を備えた防音壁を付設し、住みよい環境と省エネルギーを目的とした特色ある

未来型の道路活用を図ってはどうかお尋ねします。

2点目は、太陽電池で発電された電気を東広バイパス沿いの学校施設や今まで提案してきた環境低負荷型建築物（エコケアビル）に利用し、エコシティーづくりを進めてはどうか問います。

3点目は、まちづくりと情報化であります。電線を地中化し、電線共同溝に光ファイバー網を敷設します。電線の地中化で町の景観も変わり、本町、1999年に提案されている緑の計画もさらに推進できます。また、光ファイバーを利用した新世代地域ケーブルテレビも整備でき、高度情報化に対応したサービスを受けることが可能になることから、次世代に向けたまちづくりを進めてはどうか問います。

4点目は、1点目から3点目を補助事業として進めてはどうか、問います。

大きく2つ目の質問ですが、「わがまちづくり支援事業」についてお尋ねします。

総務省は、住民の主体的取り組みをさらに拡大し、地域づくりを積極的に進めるための人を中心とした活動、つまりソフト事業ですが、それに対する支援事業として、「わがまちづくり支援事業」を創設しています。町の支援を財政的にバックアップするものとして3つ挙げられております。その1つとして、話し合いの場に関しては住民が集まり、インターネットなどを活用して情報収集や情報提供を行いながら話し合いを進めていくための経費として会場借上料、情報交換のための旅費、アンケート、ニューズペーパーなどの作成経費などがあります。インターネットなどを利用する場合は、パソコン購入費や維持管理費に、話し合いの進行役や参考意見を得るために外部からのアドバイザーなどの招聘が必要であれば、その謝金に充てることもできます。

2つ目は、わがまちづくりの提案に関しては、話し合いの場づくりで提案した意見を住民が自ら行う事業、住民と行政が協働で行う事業、行政が行う事業に分かれ、これに要する経費が対象で、冊子にまとめるための印刷製本費などがあります。

3つ目は、わがまちづくり事業に関しては、わがまちづくりの提案のうち住民が自ら行う事業、住民と行政が協働で行う事業の2つの分類について、住民が取り組むための経費が対象となっております。

また、「まちづくり総合支援事業」の推進に関しては、事業予算要求は年々増加傾向にあります。このことから、質問1点目として、この事業の推進を機に自治会、町内会、任意のグループ、NPOなど組織がその役割を果たしていくための支援をもっと積極的に進める必要があると考えます。今後、積極的に推進するのか、また推進計画並びに具

体的内容を問います。2点目は、この事業に該当する組織の補助金並びに助成金を増加してはどうかを問います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、「まちづくり総合支援事業」について一括してご答弁申し上げます。ご提案の事業はいずれも最先端の事業であり、将来像として検討を要することは理解いたしております。実施について、先般、国土交通省広島国道工事事務所や広島県にご提案の内容について問い合わせをいたしました。国、県においては、現在それらの計画はないとお聞きしております。また、現下の本町の状況などから見て、早期の具体化は至って難しいと考えております。

続きまして、「わがまちづくり支援事業」についてのご質問にお答えいたします。まず1点目でございますが、「わがまちづくり支援事業」は、総務省が平成13年度に創設し、普通交付税で財政措置が講じられております。この事業は、住民自らが実施するまちづくりへの取り組みを支援するため創設されたものであり、本町では地域子育て事業、世代交流イベント、環境美化運動、伝統文化の保存等多岐にわたっており、現在それぞれの該当する事業について支援をしているところでございます。今後も住民が主役の事業であることから、他方面にも視野を向け、地域の意見を十分に反映して、できることから進めてまいりたいと考えております。

2点目の補助金等の増額につきましては、それぞれの事業により異なりますが、ボランティア的な性格を有するものがあり、補助をすることにより自由な活動を妨げかねず、精査していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）一括してまとめられて具体的には難しい、それからボランティアの尊重をして、経費等もそういう意味では出しにくいというような回答が今あったと思いますが、まず一番最初に申したいのは、今からまちづくりを進めていくときに住民の協力がまず第一だと、これは思っております。特に税収が減ってくる過程の中で、今後やはり住民にいろんな形で協力を願い、行政から直接そういったものを実施していくのではなくて、住民からそういうものを進めていくというような過程に立って、将来の町を考えていけないんじゃないかと思えます。特に今から啓蒙活動等も進めていく上では、住民の方々の参加が必ず必要になってくると思えます。

再質問なんですが、まず1番目の、ちょっと観点を変えまして、自然を取り戻し環境との調和という観点からちょっと質問してみたいと思いますが、先ほどの太陽電池の防音壁設置をモデル事業としてはどうかという問いなんですが、これは県、国、こういったものが実施されていないから町でもできないというようなことを言われているんですが、日本の中で1つぐらいあってもいいんじゃないか、そういうモデル事業は受けて、実施されてもいいんじゃないかと。これは昨年からもいろいろ議会で質問してきたことなんですが、何か特色ある町をつくるためには、必ずこういったモデルの事業は必要になってくると思いますので、ぜひともそういったモデル事業をどんどんと県もしくは国に提案していただきたいと思います。それに関してどう思われているかお尋ねします。

それから2番目なんですが、昨日、山岡議員の方から質問があったときに、町の答えとしてスポーツ指導者研修センターなど前向きに検討していきたいというふうな回答が返ってきております。これらに関しても、先ほどの太陽電池で発生した電気などを有効に使い、ITを駆使したインテリジェントハウスにしていってはどうかと思います。それに関して質問いたします。

それから3つ目は、緑の緑化を進めてはどうかという質問なんです。それに関して、今環境保全対策費というのが実際に設けられておりまして、その中に環境保全に関する知識の普及、啓発、それから環境学習の推進、それから花いっぱい運動と緑化、それから水辺環境の整備、それから地域環境保全活動助成等、それから地域温暖化対策にかかわる地域住民等の普及、啓発というような経費が上がってきております。そういったものを充てていただきたいと思います。まず緑化に関しては、ちょっと私、調べたんですが、緑化コンクリートというのがございます。町内にそういった緑化、構想的にも高くはなるとは思いますが、緑化コンクリートを利用され、緑化の促進を図ってはどうかと思っております。このコンクリートは、海水、塩分を含むところから水辺、そのほかでは道路、それからグリーンベルト、そういったところにも利用されるように一応なっております。いろんな特徴を持ったものがありますので、そういったものを利用して、緑化の促進をしていただきたいと思いますということと、もう一つは、先ほどの質問の中にありましたように、海田町が人と緑の調和海田というのを1999年、平成11年ですが、発行されておると思いますが、これらのもっと促進を図っていただきたいなということで、太陽電池をモデル事業としてはどうか。それから仮称ですが、スポーツ指導研修センターなどにそういったものを並行して利用してはどうかということと緑化の促進を進めてはどうか

という質問です。

それから2点目は、まちづくりを推進するには、以上の業務をやはり縦割りの行政の中ではなくて水平的に進めていく、そのほかには町の中の意見を吸い上げるためのワークショップなどの設置も必要になると思いますので、その水平展開がどのように今なされているのか、その実態と今後どうするのかということをお聞きしたいと思います。それに関しては、そのまちづくりの推進に関して、これは県とか市とか協力してつくっておるものなんです、西国街道散歩マップというのができております。これも1つのまちづくりの一環であると思います。これは県との連携です。

それからもう一つは、ひまわりめぐりというのがあります。これは海田町がつくられたものですが、これは地域振興課が出されたものです。それから海田歴史の散歩道マップというの、これは教育委員会の方から出されたと思いますが、このような形でいろいろと資料が出てきておりますが、やはりこれを今からどんどんと推し進めていくのに当たっては、やはり水平展開が必ず必要になってくると思いますので、その点についてお尋ねいたします。

それから次に、行財政改革の推進という観点から質問してみたいと思いますが、今から財政的に非常に困窮してくるようなことが言われております。その中で、やはり住民の活力を利用していくことは必要だと思います。それで質問としまして、自治会、町内会、任意のグループ、NPOなどの助成金や補助金の増額を考えてはどうか。それからNPOなどの活動を健康福祉に展開を図ってはどうかという、再度質問したいと思います。それは安芸区の主要事業概要というのが出ておまして、この中に海田町にないものがいっぱいあります。そういうようなものをどんどんと取り入れていただいて、自治会またはその他のNPOなど、そういったものをどんどん活発化させていただきたい。それが経費節減につながってくるのではないかと思います。

それからもう一つは、合併協議書というのがありますが、サンピア、アキで第4回の協議が行われたときにいただいた資料なんです、この中には、広島市は広島市のみある健康福祉事業というので255、海田町は5というような形になっていますが、これらを現実に進めていくときには必ずやはり民間の活力も必要になりますし、非営利団体等NPOの要するに協力も得る必要が出てくると思いますので、そういったところを検討していただきたいということで、質問としてはやはり助成金、補助金の増額と、それとNPOなどの活動を促進してはどうかという質問をしたいと思います。

それから4つ目の質問としまして、「わがまちづくり」の中にこういう住民取り組みへの支援というので箇条書きに上がっておりますが、地域子育て事業、世代交流イベント、環境美化運動、防災マップづくり、安全安心まちづくり、伝統芸能等伝統文化の保存、それから産物販売、施設整備、それから最後に照明等設置というのがあります。これは安全安心まちづくりの中で、海田町の消防団も日ごろ訓練を行っております。その中に瀬野川河川敷で夜間訓練をしております。訓練するに当たっては、重要なのはやはり火災等におきましては水源が必要になります。町内の水源を使いますと赤さび等が住民の方に迷惑がかかるというようなことから、やはりそういった訓練等は河川敷等が妥当ではないかと思えます。また、1日目に質問されました住吉議員の自治会の訓練等も、やはり河川敷等で実施されてはどうかと思っております。それからその河川敷を散歩される方も非常に多いのでその安全対策等考えて、照明設備をつけてはどうかという質問です。

5点目は、建設計画等はハード面の要求ではあるんですが、道路や箱物の整備が必要です。それには必ず人がかかわってくるということですので、人が集まる特色ある、魅力あるまちづくりを進めては、そのためにはソフトの整備も必要と考えます。その点どのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。これも第3次総合基本計画の中にも、いろいろハード面のにぎわいと交流の基盤を備えたまちづくりとかいうふうにもいろいろ書いてありますが、それには必ず人がかかわって、人が集まってくる。駅もそうです。やはり交通の要衝と言われている海田に降りていただけるような魅力あるまちづくりをしていただきたいということで、今の質問をしております。

以上、大きくくくって5点ほど再質問いたします。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）まず1点目の自然環境との関係ですけれども、現在言われておりますヒートアイランド現象と言われて、かなり温度が上がっている現象があります。これらにつきましては、緑化の推進に努めているところでございますけれども、公園につきましても、最初の5点がございましたけれども、住民さんとの協調関係ということが十分必要でございますので、今後の公園づくりにつきましては極力ワークショップを開いて、住民の意見を行政の方に反映していきたいというふうに思っております。また、緑化につきましても、その効果が高いものとして街路樹の整理、それから一般に言われておりますけれども、コンクリートブロック擁壁ではなくて生け垣に対応して、行政あ

るいは民間一体となってヒートアイランド現象に対応していくということを考えております。

それから特色あるモデルづくりということでございますけれども、ご提案の防音壁という表現でありましたけれども、実際に我々が使っておりますのは壁高欄でございますけれども、壁高欄に太陽電池を敷設するという話でございますけれども、国の方に先般協議を申し上げましたところ、国ではやっていないけれども、その敷設については町の判断による。つまり壁高欄の下はご存じのように、平面街路部は県道矢野海田線でございます。したがって自動車がかなりの交通量、特に森畠西谷線が開通しますとかなりの交通量が予測されまして、台風、地震等で落下の危険もある。それから熱効率という意味でいいますと、当然太陽に直角に当たっていく方が熱伝導率が当然高いわけでございます。それと壁高欄の下を通して、次に地中化という話もありますけれども、地中化するには平面街路部の管理は県でございます。その部分も占用、つまり高欄も占用、県道部分も占用、そして学校、エコシティーの話ですけれども、ということになりますと、費用対効果でいきますとかなりのロスが生じると。逆に、そういうエコシティーの考え方でいくと学校そのものの屋上、屋根等にやった方がはるかに効率的であるというふうには判断しております。

それと県との連携あるいは水平、横の関係でございますけれども、今後とも国、県ともできるだけそうった協議は重ねていきたいというふうに考えております。それと緑化推進のもう一つ、緑化コンクリートの話ですけれども、これはできるだけそういった工法が使えるところにつきましては、そういった対応を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）それでは再質に答えさせていただきます。

縦割りより水平的な組織の展開ということでご質問いただきましたが、組織の問題でもございますので、現在具体的なものは持っておりません。それとNPO等にこの事業を使って福祉関係のということでございますが、この事業はあくまでも民間の団体であります、メニュー等が多く、所管も多岐にわたっておりますので、この支援事業が民間等の活動でどの範囲までかわりがあるのか、それと認められるのかということを研究してまいりたいと思います。また、消防団の河川敷の照明設備につきましては、今後調査研究させていただきたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）スポーツセンター建設にかかわるＩＴ活用あるいはインテリジェントエコハウスの考え方についてのご質問でございますけれども、先般もお答えいたしましたように、現在その施設の内容について広島市と協議を行っているという段階でございます。そうしたもののうちで織田メモリアル部分につきましては、そうしたＩＴを活用した情報受発信機能を持たせたいという思いを持っておりまして、そうしたことを入れ込んだ基本計画の検討をしていきたいというふうに考えております。

それからもう１点のインテリジェントエコハウスというようなことなんですが、これはこれからのそういったハードにつきましては、１つの選択肢として当然検討していくべき事項ではあるかと思ひますし、ただ建設コスト、それから運営コスト等を考え合わせながら検討を進める必要があるかというふうに思っております。ただ今回スポーツセンターに関しましては、基本計画を策定をするものでございまして、実際にはこの基本計画のいろんな検討に基づいて実施計画がされていくということになってこようかと思ひます。そういった中で、基本計画の中ではコスト面の考え方から１つの検討材料とする予定にはしております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）合併建設計画にかかわりまして、にぎわいが創出できるようなまちづくりを進めていくべきではないかということでございますけれども、これにつきましてはやはり駅南口地区の土地区画整理事業というものが大きなウエートを占めてこようかと思ひます。それで先日もお答えいたしましたように、これから地権者の方々がお集まりになって、あの地区にどういふふうな魅力ある施設を持ってこようかということワークショップで協議されるようになっておりますので、そこらあたりで明らかになってくるのではないかと思っております。それからまた、連続立体交差事業の進捗状況によりますと、駅北口の方のそういう魅力あるまちづくりというのも今後の課題になってこようかというふうに考えております。

○議長（河野）１１番、原田君。

○１１番（原田）１１番、原田です。２点ほどお尋ねいたします。

まず、青少年の健全育成ということで挙げておりますが、海田町においても暴走族を取り締まる条例を制定する考えはないかということをお尋ねいたします。広島市にありましては条例を制定後、先日初の取り締まりを執行いたしまして、いわゆる面倒見と言

われる暴力団関係者を逮捕、それから少年も検挙しております。海田町は罰則規定をつくっておりませんので、地理的に広島市から締め出された暴走族の団体がこの条例を制定していないところ、海田町であるとか坂町、熊野町あたり、府中町にもと思うんですが、全くないということではないだろうと思うんです。いわゆる集会場所を求めてさまようということも考えられるので、排除するばかりでは彼らが更正する立場もないわけですが、その辺もケアが必要と考えますけども、海田町においても罰則規定を含めて暴走族追放条例を制定するお考えはないか、問うものであります。

2点目、町内事業者の育成ということでございますが、現在海田町といわゆる商取引といいますか、物品の購入、それから工事の請負、業務委託の契約等におきまして、前途金、これを支払っておられるものは何かを問うものです。また、先ほどからずっと合併のお話も出てきておりますけども、町内事業者、今は町内事業者ですけども、いずれは市内の事業者ということになろうかと思えます。時間が残り少なくなってきた市に合併するような気もするんですが、町内事業者への今後の支援策があるのかどうかをお尋ねするものです。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）原田議員ご質問の1点目でございます。青少年健全育成についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、平成11年12月に海田町暴走族追放条例を制定いたしております。この条例を制定した趣旨でございますが、町、町民、関係機関が一体となって暴走族の追放を図り、安全で平穏な町民生活を守るとともに、少年の健全育成を目指したものでございます。現在まで、この条例施行後、具体的な重点地域の指定や行動は行っておりませんが、ご指摘の行き場のない少年の活動拠点の移動も予想されるところで、万一そのような状況になった場合には、まずこの条例に基づく警察をはじめ関係機関への要請や町職員と一体となった少年の健全育成の観点からの取り組みを行いたいと考えております。このようなことから、現段階では罰則を盛り込んだ条例制定は考えておりませんが、広島市の状況につきましては、今後適時情報収集に努めたいと考えております。

続きまして、町内業者の育成についてのご質問にお答えします。まず1点目の、前払金を支払っているのは何かとのご質問でございますが、前払金制度は契約期間が長期にわたるものや契約金額が高額な場合、工事等の着手前に、工事材料や作業員の確保等に要する費用に充てるための工事着手準備資金を支払うもので、契約の相手方の資金繰り

をある程度手助けし、契約の適正な履行を図る目的で設けられた制度であります。

本町におきましては、保証事業会社と前払金保証契約を締結している場合において、請負代金額の10分の3以内の額を請求できるとしており、請負金額が300万円以上の建設工事を対象としております。

次に、2点目の町内業者の育成につきましては、受注機会の確保や拡大を図るため、町内業者の建設工事などへの入札参加に限らず、物品の購入につきましても配慮をいたしております。今後もそのようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）青少年健全育成のことでちょっと、条例を、罰則規定を含めてする考えはないということでございます。が、いわゆるこういう暴走族に入る人たちをどういうふうに今から未然に防いでいくかという1つ観点があるだろうと思うんです。合併問題も目の前にぶら下がっておりますし、先ほどから私の前に西田議員の方からもまちづくりということがありましたけども、いわゆる人づくり、おぎゃーと生まれてからどのように育ってきたかという環境も大事だろうと思うんですけども、この人づくりの観点に立って、以前にも質問させていただいたこともあるんですけども、どのような人づくりを展開していくのかという、これ、どこですか、教育委員会になるのかな、答弁、人づくりについてどのようなお考えがあるのか、ちょっと一旦お聞かせ願いたいと思います。

それから町内事業者の育成のことですけど、建設工事等にかかわって300万円以上の契約金額の10分の3は、建設工事の方には請求があればそういう制度があるということですが、もう一つ、私が耳にしてきたのは、例えば町内の建設工事等で下請させていただくんだという業者の方がおられて、ここからが非常に難しくなるかと思いますが、工事が終わりました、それから中間払いをいただきますよという契約でされます。いただくときに手形をもらうんだと、手形をいただいたら今度、その手形が例えば半年間というようなことが多いらしいので、その間の資金繰りにいろいろ苦慮するので、できれば分離できる発注はしていただきたいのと、その中で町との契約ができればというようにご要望もあるように承りました。この辺も含めていただきたいのと、簡易外注制度というんですか、金額が今50万円までだというふうにお伺いしておりますけども、消費税込みの50万円ということでしょうけども、これを倍額にさせていただくわけにはいきませんかというお尋ねがありました。この点についていかがでしょうか。

それともう一つは、消費税を支払うと、その消費税5%を支払いますけども、消費税

の5%のうちの1%分がいわゆる地方へ戻ってくる金額であるというふうに聞いております。例えば海田町で契約されて消費税を支払われます。消費税を税務署へ納めていただきますけども、その後、ではどのような形で当町へ返ってきているのだろうか。例えばゼネコンさんあたりが、東京本社が多いですけども、東京本社へ全部吸い上げられて東京の方で納税されて、では広島へ戻ってくるお金はどうなるんだろうかというちょっと心配があるんですが、これ、税務署内のことでしょうけども、その辺、分かればあわせてご説明をいただきたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）人づくり、どのような考えでという非常に大きな、また重要なお質問でございます。これについてお答えをするわけなんです、いずれにしても我々の生涯の中で、おぎゃーと生まれまして、まずそれは家庭でのしつけということもあるかと思います。それから成長し、学校に入り、学校での学校教育、それから学校を卒業し、人生、終わるまで社会教育あるいは生涯学習ということの中で、それぞれが自分を磨いていくということになるかというふうに思います。いずれにしても、そういった中で行政が受け持つ役割、それから先ほど申しました家庭での役割、あるいは地域での役割、それぞれがあらうかと思います。行政といたしましてはそういったことを考え合わせながら、地域に働きかけ、家庭に働きかけ、あるいは行政独自が実施していくことを模索しながら、これからのいろんな政策を実施していく必要があらうかというふうに思います。また以前から申し上げておりますように、特に子どもたちにつきましては家庭、学校、地域、これが一体となって子どもたちを育てていくという意識を強くそれぞれが持ちながら、互いに連携をしながらこういった健全育成をやっていくということが重要であらうかというふうに考えております。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）まず分離発注の件でございますが、これは下請業者の手形の関係云々ということでもあります。それを踏まえまして、全体の中で今後分離発注をしていくかどうかについては検討していきたいと考えております。

2点目の簡易外注の件でございますが、これは全体の契約業務の中の1つでございます。簡易外注、見積もり聴取、それから入札業務という中での1つでございます。現在50万円を超えた場合には入札あるいは見積もり聴取をしておりますが、この件につきましても、契約業務全体にかかわってきますので、この中での検討をしたいと考え

ています。

それから３点目の消費税の関係でございますが、まず国税として徴収されます消費税につきましては、５％が国の方に、そのうち１％が国から地方に地方税法に規定をしております地方消費税として交付してもらいます。その１％につきましては、都道府県間における精査後、その２分の１に相当する額を県内の市町村に交付されるわけなんです、その交付される額の２分の１につきましては、最近の国勢調査の結果による人口で、残りの２分の１につきましては、統計法で規定されております指定届である事業所統計で公表されております市町村の従業者数で案分されて、交付されています。

○議長（河野）原田君。

○１１番（原田）では先に町内事業者のことについてですが、いろいろとご配慮いただいておりますが、今後合併を目の前にして、今までは海田町との契約がありましたよ、これから広島市との契約になるんでしょうけども、落ちこぼれという言葉がふさわしいかどうか分かりませんが、そのような事業者が出ないようにご配慮いただきたいというふうに考えます。

それと人づくりのお話を教育部長の方から答弁いただいたわけですが、中教審が心に触れていくというか、随分と内容を変えてきそうでもありますけども、これに何か町の方として具体的に今から考えていくようなところがあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）先ほど教育部長の方からご答弁申し上げましたが、少し具体的にお話しさせていただきますと、いわゆる基本的な生活習慣、この問題については、原則的にはやはり家庭が中心にならなくてはいけないだろうと。それから人とのかかわり、この問題については、これはいわゆる学校教育が基本的には取り組まなければいけない問題であろうと。それから地域社会の一員としての自覚、これについてはもちろん学校教育も中心になるかも知れませんが、これは地域社会、社会教育の分野で主に担っていかなければいけないのではなかろうかなというようなそれぞれの責任分担をしながら、なおかつお互いがお互いを補完するという姿勢、とりわけ学校教育については豊かな人間性の育成という大きな課題もございます。

それから豊かな人間性の育成という中には、当然互いの理解を深め、お互いを補完し合う、助け合うという人とのかかわり、これも主要な核になってこようかと思っております。

で、そういう基本的なものの考え方の中で、これからのいわば生涯教育、生涯学習というのを進めていかなければいけないだろう。この中では、とりわけ本町で、例のスケートパークですか、スケートボードの、これ、やりましたように排除の姿勢のみでなくて彼らとの理解、対話をしながら、お互いがお互いの人としての理解を深めながら対応していくということも取り入れながら対応していきたい。したがって、先ほど多田議員のところでご答弁しておりますように、廿日市の「大樹の会」あたりも、この強い姿勢という視点からいいますと考えていかなければいけない、参考にしていかなければいけない問題も今後起こってくるのではなかろうかなというような姿勢でございます。

○議長（河野） 8 番、西山君。

○ 8 番（西山） 8 番、西山です。3 点、質問いたします。

1 点目、実施された町民の運動・スポーツに関する意識調査についてでございます。本来、こういう内容で質問はしたくないわけですが、住民の方から、「西山さん、町民の運動・スポーツに関する意識調査が来たんだけど、本当にこれは海田町の教育委員会からのアンケートでしょうか」という問い合わせがございました。「では、すぐ見させていただきます」と見させていただきましたが、この内容は平成14年度、予算には計上されていなかったアンケートでございました。内容を見ますと、やはり私としてもちょっと納得ができませんでしたので、今回質問をさせていただきます。まず1点は、目的は何でしょうか。2、対象者1,000名の根拠はどこにあるのでしょうか。3 番目、費用は幾らかかりましたでしょうか。4 番目、回収結果はどうでしたか。5 番目、なぜ記名アンケート調査方法にされたのでしょうか。

2 番、教育環境整備についてです。2002年度から総合的な学習など児童、生徒の調べる学習を重視した教育がスタートいたしました。また、2001年12月には子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、学校図書館の充実を含む子どもの読書環境整備について、国及び地方公共団体の責務が明記されました。そこで質問いたします。1、各小・中学校の読書環境整備について、今後どのように計画を立てられておりますでしょうか。2、学校図書館図書基準に対し、平成13年度、平成14年度の整備率はどのようになっていますか。これは私、平成6年度から毎年質問させていただきまして、学級数が少なくなるというものもあるんですけど、随分整備はしていただいていることには感謝しております。3 番目、平成15年度の図書予算の概要はどのようにお考えでしょうか。

大きい2ですが、児童、生徒が落ちついて授業ができるようにと空調整備を質問し続

けてまいりました。国の施策にもありますが、特別教室を優先に整備をするようになっており、海田町も特別教室を優先に整備をしてこられております。しかし、海田西中学校の特別教室で、町道に面している方ですが、具体的には理科教室なんです、これは何年も前から車の騒音で授業にならないときがある。それから遠くにいても理科の授業の先生の声が聞こえるというのを、私、何度も聞いておりますが、この整備計画はどのようなになっておりますでしょうか。

3番、21世紀の住みよいまちづくりについて。この問題も、本来であるならば、現在合併調査特別委員会が設置されておりますので、その中で論議をするのが正当だとは思いますが、数人の議員からも質問がございました。事務事業のすり合わせの中で、何もかも市に統一という形の中で、では最後に残っている建設計画が本当に21世紀のまちづくりになる建設計画になるかどうかというのが、私、すごく危惧いたしまして、今回質問させていただきます。広島市との合併を視野に合併研究協議会が設置されました。広島市・海田町合併建設計画素案、序論・基本構想が発表されましたが、その中にまちづくりの目標と方向として、1、活力と魅力を備えた東部拠点にふさわしいまちづくり、2、水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり、3、触れ合いあふれる健康で安心して暮らせるまちづくりとありますが、これを私たちがいただいております建設計画素案の中で、具体的な施策に展開すると、どの施策がどの項目に当たりますでしょうか。

次に、私は（仮称）海田町スポーツセンター（織田幹雄記念館）、ワークプラザの整備、再資源化施設整備事業は21世紀の高齢化、地球規模での環境問題への対応を考えますと、広島市の制度に合わすわけにはいかないと考えております。また、広島市の提案で、合併記念公園事業が入っておりますが、資料の地図上で見ますと、住民の方々に立ち退いていただかないとできないような公園のようですが、正確な位置はどこでしょうか。また、海田町合併アンケート結果、第3次基本計画のアンケート結果を見ますと、規模の大きな公園はどのアンケート結果でも上位にはありません。私は、この第3次基本計画に対するアンケート、海田町合併アンケート、これは町長、町民の意識調査の最たるものではないでしょうか。私は、このアンケート調査があまりにも軽視をされているこの建設計画素案は、どうしても納得がいかないのであります。最後の織田幹雄記念館を海田町の合併記念事業として、現在たくさんの議員さんの答弁で述べられておりますけれども、すばらしい記念館にして、このことを合併記念事業に位置づけることが海田町を本当に将来に残す歴史となるのではないのでしょうか。町のお考えはどのようなでし

うか。以上、質問いたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西山議員ご質問の３点目につきましては私から、１点目と２点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

21世紀の住みよいまちづくりについてのご質問にお答えいたします。合併建設計画素案の基本構想に掲げている「まちづくりの目標と方向」と具体の建設計画についてのご質問でございますが、主なものについて申し上げますと、まず、「活力と魅力を備えた東部の拠点にふさわしいまちづくり」につきましては、広島市東部地区連続立体交差事業、海田市駅南口土地区画整理事業、都市計画道路の整備など、次に「水と緑と文化が彩る快適で潤いのあるまちづくり」につきましては、公園整備や公民館整備など「触れ合いあふれる健康で安心して暮らせるまちづくり」につきましては、消防器材等の整備が上げられます。次に、（仮称）海田スポーツセンターにつきましては、これまでお答えいたしましたように、１区１館という広島市の整備基準があることから困難であると考えますが、安芸区スポーツセンターを補完できる施設として整備できないか、広島市と協議をいたしております。

次に、ワークプラザにつきましては、広島市と協議を進めてまいりましたが、市は、シルバー人材センターへの支援は人件費に対する補助と事務所として未利用の公共施設の一部を貸代しているにすぎないことから、本部としての機能を持つワークプラザの整備につきましては難しいと判断をいたしました。このため、安芸区船越にございますシルバー人材センターの移転について協議を進めてまいりました結果、本町の強い要望を市に理解いただき、出張所機能を保健センターに移転することで協議が整いつつあるところでございます。これによりシルバー人材センターの拠点は確保できるのではないかと考えております。

次に、再資源化施設整備事業でございますが、焼却施設の解体費用にダイオキシン対策という問題から、当初予定の数倍かかることとなり、またその費用に対する財源の問題もあることから、広島市と協議の結果、解体せずに休止することとして、跡地利用計画の中で検討していきたいと考えております。なお、合併後の資源ごみの増加に伴う処理につきましては、広島市の現有再資源化施設の能力で対応可能であると考えております。

次に、合併記念公園の位置でございますが、まだ確定はいたしておりませんが、南幸

町から南本町付近で用地の確保しやすい場所を考えておられるようでございます。また、公園よりも織田幹雄記念館を合併記念事業にしてはとのご質問でございますが、都市計画マスタープランや緑の基本計画に位置づけられているにもかかわらず、本町には近隣公園が整備されておりません。災害時の非難場所としても利用できますし、海田町住民と安芸区住民との触れ合いの場、住民同士の一体感を形成できる場ということを考え合わせますと、合併記念事業として整備する必要があると考えております。

それでは1点目、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）まず、町民の運動・スポーツに関する意識調査についてお答えをいたします。

ご質問1点目の、10月に実施いたしました町民の運動・スポーツに関する意識調査でございますが、これはスポーツセンター建設にかかわる基本計画の策定及びスポーツ振興策の基礎資料に活用することを目的としたものでございます。2点目のアンケート対象者につきましては、こうしたアンケート調査を実施します場合に、統計手法上、意識調査対象者の3ないし5%の方を抽出することが一般的であるとされることから、約5%となる1,000名を任意抽出して実施したものでございます。3点目の費用でございますが、このアンケート調査は、スポーツセンター建設の基本計画策定業務内容として、当初から委託契約の中に含まれていたものでありまして、アンケートを実施するための特段の費用は計上いたしておりません。4点目のアンケートの回収結果でございますが、394名の方からの回答をいただきまして、39%の回収率でございました。現在この結果を集計、整理、分析を行っているところでございます。また、5点目の、アンケートに記名欄を設けましたのは、アンケート調査の郵送テクニックの1つとして、回収率を高めるため、任意記名手法を用いて実施したものでございます。

次に、2点目の教育環境整備についてお答えをいたします。初めに、小・中学校の読書環境の整備についての考えでございますが、本町におきましては、いち早く心の教育の取り組みの一環として、図書の実充及び各校への図書司書を配置するなど学校図書館の整備、充実に努めてきておるところでございます。今後も学校図書館の充実を一層図っていきますとともに、新しい教育環境、特に学習センター機能だけでなく、情報センターとしての機能の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校図書標準に対する平成13年度、14年度の整備率でございますが、平成13年度末の小・中学校の整備率の平均は88%でございます。14年度末が平均93.2%の見込みでございます。次に、平成15年度の図書予算でございますが、まだ確定いたしておりませんので、細かい数字については差し控えさせていただきますが、図書標準に対する整備率を100%に限りなく近づくよう、図書予算の編成に努力しているところでございます。

学校によりまして差がございますが、購入後10年以上の年数がたって保有している古い図書についても結構数がございますので、計画的にこれらの古い図書を廃棄しながら、児童、生徒が読書意欲をかき立てるような本やあるいは総合的な学習の時間等で、調べ学習に必要な図書の整備、充実を図ってまいりたい、そういうふうに考えております。

次に、海田西中学校の特別教室の騒音対策についてのお尋ねでございます。ご指摘のとおり、海田西中学校周辺は、道路形態の変化やコンビニエンスストアの出店などによりまして、自動車の通行料が増加いたしまして、教室の窓を開けての授業に支障が出ていることもございます。学校にとって、学習に集中できる環境づくりは最も大切なことでございます。対策といたしまして、暑い時期でも窓を閉めて授業ができるように、エアコンの設置とかあるいは騒音を遮断する防音壁の設置等々が考えられ、現在その方策を検討中でございます。以上でございます。

○議長（河野）この際、暫時休憩をいたします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

西山議員からの再質問から始めます。西山君。

○8番（西山）再質問いたします。まず1点目のアンケートの件ですが、目的を質問いたしましたところ、スポーツセンターの基本計画に参考になるためといいますか、町民の意向を調査するためという答弁でしたけども、今回のアンケート調査をされた問題が26項目、最後にご自身のことを伺いますとあって、記名アンケートですが、この26問の中で、スポーツセンターをつくるときの施設整備についてお伺いしますという問は26中6問です。目的の一番に挙げられたにもかかわらず、26問ある中の6問が、今からスポーツセンターを建てようとする施設整備についての問いでございます。この25問までは事

細かく一人一人のスポーツ振興の質問ではございますが、果たしてこれだけ必要であったかどうか。中にはプライバシーにもひっかかるのではないかとされるような問いまで含まれておりますが、この意図は一体何だったんでしょうか。もう1度、目的について答弁をいただきたい。

次に、1,000名で十分である、ましてや記名のアンケートにしたのは回収率を高めるためである、その結果、394名です。アンケートというものを記名でして、回収率が上がるということ、私は聞いたことはございませんが、それを信じたこの記名アンケートだったんでしょうか。また、1,000名のうち、男女比、年齢別はどうであったか。回収の結果の男女別、年齢別、394名の中の内訳はどうであったか。私は委託であれ何であれ、このアンケート調査にかかった費用が幾らですかと質問いたしました。実はご存じと思いますが、返信の封書がこれです。本来簡易封筒で、よく昔、アメリカとか外国に手紙を書くとき、安く輸送できるように中に書いて、それを20円、経費節減のために使われたかもしれませんが、ましてやこれ、25グラムまで有効ですから、このアンケート用紙は20グラムでしたから違法ではございませんが、町民の方にアンケートをお配りするときの封書はこの大きい封書で届けられています。この大きい2枚の紙を小さく折って、これに入れても技術を要します。年齢何歳の者までにアンケートされたのか知りませんが、50歳、60歳以上の方にこういう方法での回収とは、私、行政のすることだと信じられません。それも、なぜこれにされたのかも含め費用を明言していただきたい。私はいつも質問で、行政から住民に発信するときは、ユニバーサルデザインで文字は大きくというのは原則、今いろいろなものが届きますけども、県の届くもの、ほとんど大きい字になっております。これ、若者が見ても見れない小さい字です。その辺の配慮はなぜなされなかったのか。1点目の案件に対する質問です。

次に、図書の施設整備と図書整備の件でございますが、先ほど教育長の答弁で、施設整備に図書司書を置いていますという答弁でした。私もこのことは自慢の1つでした、海田町の。休憩時間も、大休憩でもいつでも図書室に行けば図書司書の方がいらして、子どもたちが本に親しむ機会が多くあるということで、誇れる施策の1つでございました。合併の広島市との事務事業の突き合せの中で、この質問をいたしましたら、返ってきた答弁が「広島市には事務サポート事業を実施している。また、平成15年からは司書教諭を置く。それで対応するから構わないんだ」という答弁でした。この広島市で現在行われております図書事務サポート事業の内容をご存じの上でのあの書面での回答だっ

たと思うんですが、実情は、広島市は平成12年度まで学校図書の事務員さんを雇用されておりましたが、財政悪化のために、平成13年度からはそれを廃止されておりました。平成14年度に国が緊急雇用特別交付金を交付し、各自治体でどう雇用しようかということで、広島市は平成14年、今年、やはり図書室には事務サポートの方が要るということで、この緊急雇用対策交付金で人材派遣会社から派遣をされて、小学校2校に1人、1日交代、1日4時間の図書事務サポートをしている実情です。

この制度と海田町が誇ってきた図書司書の制度をいとも簡単に、市の制度があるからと一括のもとに切れる神経、私には到底理解できません。これは合併の事務事業のすり合わせのことですが、具体的に質問は、では先ほどの答弁で情報機能を充実さすということは、具体的にコンピュータを図書館に設置するということでしょうか。それとも違う、もっと優れた情報機能を設置する、それは何年度でしょうか。広島市に合併したならば、とんでもない実現する施策ではございません。私は、それも含めますが、図書基盤整備、施設整備は学校に参りまして図書館に伺っても、もっと読みよい環境づくりはできないものかなと思うことが多々あります。古くなった書棚、低学年が本を読み取るには、本を横にした書籍の整備、考えれば幾らでも今からも整備をしなければいけない施策はあるはずでございますが、その辺についてはどのようにお考えになっているか。

3点目の空調整備でございますが、現実の厳しさ、騒音で授業ができない。教育委員会のメンバーは、あの騒音が激しいときに理科室に調査に行かれたでしょうか。広島市の空調整備を調べてみましたら、図書館は高校しか整備されておられません。コンピュータ室も小学校では整備されていない学校が多々あります。その中にあって、海田町は本当に子どもたちの環境整備のために予算配分をしてくださっておりますが、もしも合併してしまいますと、授業ができない状況の教室にクーラーなど、国の補助事業にも特別教室の中には現在のところ、理科教室は入っておりませんので、今からの中学生はとんでもない騒音の中で勉強し続けなければならない現状は、目に見えて明らかなんです。具体的に何年度に整備をされるお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、21世紀のまちづくりでございますが、先ほどの学校図書司書さんの事務事業すり合わせの結果もそうでしたけども、海田町は本当に1人の人に光を当てた人材育成に予算配分をした、本当によそに誇れる施策をずっとやってこられたと、私、自慢でならないんですけども、ブックスタート事業の答弁です。初めにブックスタートを継続をと質問しておりましたら、いや、まずは広島市全市では無理だけど安芸区のモデルとし

ては云々という話の中から、だんだんだんだんおりてきまして、次は安芸区の図書館の図書費用が500万で、その中のブックスタート、あれをしたら200万はブックスタート事業で消えるという答弁でした。それからまた、事務事業の書面でのすり合わせの中では、広島市では公費の負担の範疇にないからこの事業はできないという段階的なしないという答弁でした。こういう広島市とのすり合わせ事項の中で、私は危惧しているのは、職員さんも自分たちは本当に、自分たちの処遇はちゃんとしてくれるんだろうかという不安が渦巻いているんじゃないかと思うのが現状なんです。

そこで、先ほども私、質問の前に冒頭申し上げましたけども、本来は質問すべきではありませんが、あまりにも21世紀のまちづくりが見えてこない。しかし、合併研究協議会だより第1号、秋葉市長のあいさつの中でいろいろ書いてありまして、「こうした課題に的確に対応し広島地域の発展を図るためには、その東部の拠点に位置し、日常生活面や経済活動の面において広島市と一体化している海田町の合併は、広島市における特に重要な課題であると認識しております」また、加藤町長があいさつで、「広島市と海田町が合併することにより、広島市東部の魅力と拠点性が格段に高まり、安芸区全体ひいては広島市の発展に大きく寄与することと信じて疑いません」と述べておられますが、建設計画案を見ますと、何一つ東部拠点としてのまちづくりが見えてきません。

もちろん高架事業、駅前の区画整理事業は拠点の1つの整備ではございます。あとは本当に21世紀のまちづくり、海田町のまちづくり、安芸区のまちづくりの施策が何一つ見えてまいりません。従来依然として、今まで合併をした凡例に倣って、広島市の制度に皆合わせる、集会所建設しかり、児童館建設しかり、この21世紀のまちづくりは安芸区がモデルとなって、今から広島市ひいては広島県全体があそこを見習えば21世紀のまちづくりだと言えるようなハード面での施設整備をしていくことが、私は21世紀のまちづくりの建設計画案だと思っているんです。聞いていらっしゃるのは夢だ、そんなことを言っているのは夢だけど現実とは違うと思っていられませんか。しかし、この日本の国全体が財政不況、広島市はもっと財政不況です。制度を見れば見るほど、国の補助事業以上はしていないのが現実ではありませんか。その中にあって、せっかく合併特例法という財源優遇処置で、まず何をやらなければならないか。21世紀のまちづくりに何が大事か。

私は、この海田町が合併計画素案、私たちに配られました、私、1つは感動したんです。何を感動したかといいますと、31にあるワークプラザの建設です。「シルバー人材

センターの安芸区の拠点施設として、勤労青年ホーム、老人集会所を解体し、現保健センター施設改修とあわせて一体的に整備する」1億余りの予算です。私はこれぞ21世紀のまちづくりの1つだと思いました。それは、広島県に問い合わせましても、シルバー人材センターに登録する人口がどれだけ伸びていっているかご存じですか。海田町だけ見られてもわかると思います。海田町は今一番若い町ということは、高齢化が進み出すと、高齢化率のパーセントは急激に上がっていくのが目に見えております。それを初めこの建設計画案では31にありました。それが事業をすり合わせていくたびに、広島市は財産は持たせない、ある空きで利用は可能だ、保健センターの1階だけはシルバー人材センターでどうぞ、それで決まった。なぜ、海田町独自にワークプラザの整備、建設計画に入れていただいた、これが押し通せないんですか。私は悲しくてなりません。今からは高齢者も働く時代です、それも半分はボランティアが入った。何が重大か、高齢化社会に向けて、今から何を整備しておかないといけないか、その視点をちゃんと持っていらした行政が、何で引かないといけないんですか、まず1点。だから、なぜ引かないといけなかったか、理由を答弁いただきたい。

次に、織田幹雄記念館。私はこれはぜひ記念事業にしていきたい、していくべきだと思っておりますけど、その考えについてのお考え。しかし、この織田幹雄記念館の設置で、今動かれていることには、ぜひこれは実現をさせていただきたい。1点、先日の織田幹雄記念館の整備内容の中で、先般西田議員の方から質問があったと思うんですけども、それぞれの体力を調査、ちょっと私、言葉、専門用語分からないんですけども、体力機能をアップする人材育成、そういう機能が図れる施設も中に入れるべき要件ではないかと思っておりますが、その点についてはどうかということとこの織田幹雄記念館を併設したサブになるかもしれないけども、安芸区スポーツセンターのサブとしての機能を充実させた施設は譲ることなく建設する決意があるかどうか。

3点目、再資源化施設整備事業。9月議会で私、質問いたしましたら、「解体に膨大な費用が掛かり、ダイオキシン測定に膨大な費用が掛かるからとんでもない、無理です」という答弁でした。しかし、じっくり思索をしますと、ちゃんと行政から資料を送っていただきました。投資的経費の内訳、再資源化施設整備事業、半分以上、国、県支出金、起債、ましてや合併特例法の適用を受ければ、もっと単独一般会計からは捻出しなくても撤去可能でございますし、国の施策で撤去し、すぐ違う施設を建てるときにはまた補助対象となる事業でございます。それを前回の議会で、いとも簡単に膨大な費用が掛か

るからそれはできないと切り捨てられた。とんでもない答弁です。その点、どういうお考えで答弁をされたのか聞きたい。

それと、広島市と海田町の現在の分別収集の差について。海田町合併アンケートの調査の中で、意見が書いてあるところで、これ、お読みになったと思うんですけども、「合併したらごみの収集が広島市並みになるのが不安だ」「ごみ問題が今のように徹底できるか心配だ」「ごみの分別が変更されるのはちょっと困る」「市のごみ収集方法を見てみると心配になる」住民の方もちろんとご存じなんです。広島市の分別方法、海田町が公衆衛生委員の方、自治会の方の協力を得て、本当に日本の21世紀の環境、リサイクル社会に向けて正しい分別をしていることを町民の皆様、ご存じなんです。それも先ほどの答弁では、広島市のリサイクルプラザがまだ処理能力が十分あるからそれで可能です。日本の国、住んでいる私たちのこの土地、どうお考えになってそういう答弁ができるのでしょうか。

いかにごみを分別収集してリサイクル化しよう、国の流れであり、住民の心の流れです。サティとかいろいろ大型店舗にいらしても、今ごろ増えました。トレーとか牛乳パックを持って次のお買い物に来られている方、数年前から見ますと随分増えてまいりました。住民意識はもう完全にリサイクル社会に方向転換をしております。いい制度をなぜ悪い制度に合わせないといけないんですか。その辺はどのようにお考えになっての答弁なのか、もう1度お答え願います。

次に、広島市提案の広域公園記念事業があります。先ほどの答弁では、広域公園は災害のときに避難場所云々という言葉もございました。しかし、まず考えてください。第3次基本計画の中のアンケート、今回の合併調査のアンケート、公園に対する項目は、ちびっ子街区公園か大規模公園かの2種類のアンケートの方法です。広域公園という言葉が入っておりません。しかし、一般に分けられているのは広域公園、この3つに大まかに分けられているんです。では、広域公園に対する町民の皆様の意向はございませんが、大規模公園につきましては、どのアンケート調査を見ましてもほとんどが低い結果です。住民のニーズに合わない施策を記念事業とする、アンケート調査をどのようにお考えになった結果なのか、まずお聞きしたい。

次に、広域公園が避難場所であるのであるならば、緑の基本計画に広域公園整備があります。では、この広域公園整備はすべて建設計画に入れるべき事業ではないのでしょうか。一大事のときの住民の避難場所です。そこを広域公園でつくる場所と計画にあっ

でもつくらない場所の差は何ですか。一般に言われております広域公園の規模2ヘクタール、今回の建設計画案の中にある広域公園が数カ所ありますが、その記念公園ですら2.8、もう1カ所は1.幾らだったと記憶があるんですが、広域公園が避難場所ぜひどうしても要るのであれば、小型の広域公園の設置要綱ぐらいで、この緑の基本計画にある、第3次基本計画の中にあるすべての事業を実施すべきではないんですか。まず再質問、それをお願いいたします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、スポーツセンターにかかわりますアンケートの目的を再度お尋ねでございます。

先ほど教育長が申しましたように、今回のアンケートにつきましては、スポーツセンター建設にかかわります基本計画を策定していくための資料にすることと、もう一つはスポーツ振興策の基礎資料に活用するというこの思いでアンケート調査を実施したものでございます。そうした中で、26項目の質問で、スポーツセンター整備に関する質問が6問で少ないのではないかということですが、先ほど申しましたようにスポーツ振興策の一環がスポーツセンター建設という場所の問題でございますから、アンケートの中身につきましては、そういう振興策全般にかかわることが多くなってくるというものでございます。それともう1点は、今回のアンケート調査で、我々として十分留意しなければならないというふうに思いましたのが、このスポーツセンター建設につきましても、今後広島市との協議の中で具体化がされていくということの中で、住民の皆様方に、改めてスポーツセンター建設が100%という思いをかけてもいけないだろうというような思いも入れながら、今回のアンケート調査を行っております。

それから次の1,000名の件なんですけども、我々も統計について専門家でありませんので、詳しくお答えすることが難しい部分もあるんですが、調査対象の母体の数からいまして、今回こうしたアンケートの必要最小サンプル数というのが逆算して出てきます。これは計算方法があるらしいんですが、それでいきますと384のサンプル数が最小限必要であるというようなことから、それを逆算していきまして回答率等考え合わせ、対象者1,000名というふうな形でアンケートを送付させていただいたものでございます。それからアンケートの男女比でございますが、男性が186名、女性が206名という結果になっております。

それから費用につきましては、1,000名の方にアンケート用紙を送付し、返送用の先ほ

ど示されたものが入っておりますので、単純に単純経費といいますか、そういった郵送費ということでは16万円ということになるかと思います。それから返信用封筒のあり方でございますけども、実はこのアンケートを送付する前に、委託しておる業者のコンサルの方と詰めを、アンケート内容を主に行ったわけでございます。そのときに返信についてどういうふうにするかと、町としては着信払いのような形で封筒をつくってやったらどうかというような意見も出したんですけども、実際にそういう封筒を使った返信というのが、詰めが少し甘かったというふうに反省をいたしております。確かにご指摘のように、ご協力いただいた住民の皆様、非常にアンケート用紙を折り曲げて入れていくのに難しかったのではないかなというふうに反省をいたしております。

それから文字につきまして、これは1つの考え方としましては、できるだけその枚数を少なくしたいという意向もあったわけですが、ご指摘のように、今回のアンケート調査の対象が二十から75歳を想定しておったわけですけども、ご高齢の方にとってみれば少し字が小さかったというようなことになろうかと思います。今後こうしたアンケート等を実施する場合、そういったことも十分考え合わせながら実施をしていきたいというふうに思います。

それから織田幹雄記念館の建設の実現をということでございます。これも先週来ご答弁申し上げておりますけども、広島市の方も織田幹雄顕彰部分については前向きであるというふうに我々、受け取っております。我々としてもぜひ実現を図ってまいりたい、その努力をしてまいりたいと思います。また、それにかかわる附帯施設、スポーツ施設になります。これについては現在、その施設内容について鋭意協議を行っております。ぜひとも何らかの形でそういった実現を図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから学校図書関係、それから空調設備等につきましては、学校教育課長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）それでは2点ほど、学校図書司書の配置につきまして、合併に向けての広島市との事務事業の調整の上では合併後市の制度に統一ということで、一応現在の段階ではそういう事務的な協議を行っております。ただ学校に配置しております町費負担の職員につきましては、図書司書の場合は嘱託職員でございますが、正規の事務職員、小学校では栄養士あるいは用務員、そういったところも含めて学校へ配置してお

りますそういう町費負担の職員について、今後町のそういう取り組みのこれまでの経緯、理解をいただきながら継続的な配置ができるような、そういう引き続いての協議をまだ進めているところでございます。ただ図書司書については、市の基準では議員ご指摘のような現在の緊急雇用制度に基づいたそういう措置をされております。町のそういうこれまでの取り組みも十分理解をいただくよう努力をしていきたいと考えております。

それから図書室の情報センターとしてのそういう機能をどのようにするのかというお尋ねでございますが、当然学校図書室は児童、生徒の学習センターとして充実をさせていかなければなりません。ご指摘のようなそういう設備、書架等の老朽化したものについて、あるいは図書を、蔵書を整備率100%に近づけるようなそういう努力をいたしております。そういった観点から、書架のそういう配置、読みやすい図書室の環境づくりということにつきましては、引き続き努力をしていきたいと考えております。情報センターとしての機能ということでございますが、これまで学校の児童、生徒以外にも学校週5日制が完全実施された今年度、第2、第4の土曜日を地域に開放するという事で、各学校とも取り組んでおります。そうした地域の町民の生涯学習のニーズということも高まってきております。そういった児童、生徒向けのそういう図書の充実だけでなしに、地域に発信できるような、地域の住民が求めてもすぐそういう情報が得られるような、そういった機能の充実ということでその考えをお示ししたものでございます。

それから空調設備のことでございます。海田西中学校の特別教室等におけます理科室のそういう騒音の問題でございます。以前から海田西中学校については、新たに交通量が増える要因がございまして、かなり授業時間中に交通量が増加し、特別教室等での授業に支障があるという状況がございまして、そういったことから教育委員会としては、以前からのそういうエアコン設置の要望がございまして、騒音の測定等を行いながら予算要求、そういったことで継続的に計画をまいりました。ただそういう国の補助に合わない教室のエアコンの設置につきましては、なかなか難しい状況がございまして、現在そういう騒音の測定結果をもとに空調設備あるいは遮音塀、そういった両面から比較検討をしている、そういった状況でございまして、一日でも早くそういう平穏な授業ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）合併記念公園の関係でございまして。ご案内のように、広島市で、公園ではありますけれども、緑の基本計画では中央公園ということで、これは公園の種

別とすれば近隣公園ですから大規模というわけではない。では、防災上必要があればすべてつくればいいのではないかというご提案ですけれども、ご案内のように緑の基本計画は20年計画、その中で10年では近隣公園としては2カ所程度つくってまいりたい。ただし、これには大きな財政を伴いますので、協議の中で、阪神淡路、平成7年のときですけれども、このときには自衛隊やボランティアなどの救済拠点となる公園となっておりまして、そういう意味からも防災上からも必要であるし、今回の合併の記念として整備する、実際には1.8ヘクタールでございますけれども、計上しているものでございます。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）続きまして、合併建設に計画を計上しておりますワークプラザの整備をなぜ引き下げなくてはならなかったかというご質問についてご答弁申し上げます。

まず、ワークプラザの整備でございますが、これはシルバー人材センターの事務所と作業所機能を有する拠点施設といたしまして、国庫補助対象事業として位置づけられておるものでございます。これ、ご承知と思います。これにつきまして、私どもは広島市と協議を重ねてきておりましたけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、広島市のシルバー人材センターのいわゆる支援策につきましては、人件費に対する補助金の交付と事務所として未利用である公の施設を貸し付けるというのが原則となっております。実際、現在白島町にシルバー人材センターの本部がございます。これは市の中央老人福祉センターの一部を借り受けておるものであり、また安佐北に北支部がございます。これにつきましても公の施設の一部を貸し付けておると、また佐伯出張所につきましても、これも公の施設の一部を貸し付けておる。そして安芸出張所についても、もとの区役所の一部を貸し付けておるというような現状の中で、広島市が非常に独自の財産形成をさせないという非常に強い意思を持って、その考え方を堅持しておられるのが現状でございます。

そうした中で、私どもがいわゆる安芸出張所の移転に伴う、いわゆる東部の拠点として安芸区の拠点としてのワークプラザの整備構想というものを推し進めてまいりましたが、非常に難しいものである。財産形成上、非常に難しいというふうに判断せざるを得なくなったという経緯がございます。そうした中で、私どもはやはりワークプラザというのは、先ほど申し上げましたように、いわゆる事務所機能と作業所機能というワークプラザの整備という国庫補助の名称でございますので、次の段階としまして、実際では安芸区の拠点施設、いわゆる安芸出張所は海田町にということで、非常に強く推して

まいったわけでございます。そうした中で、当初はその安芸出張所の移転についても、非常に困難性を示しておられましたけども、強い要望を重ねてまいりました結果、安芸出張所については海田町に移転してもいいというような合意を取りつけてまいりました。そうした中で、実際には安芸区の拠点となり得るものが海田町に整備されるということで、私ども、今後の海田町のためにもその安芸出張所を中心に発展していくものというふうに考えておるものでございます。以上でございます。

○議長（河野）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）再資源化施設のことについてご説明させていただきます。

焼却施設の解体にかかる経費についての財源措置につきましては、県の方に確認をいたしましたところ、現段階では補助制度というものはないということでございました。ただし解体後、その場所に廃棄物処理施設等を建設する場合には、解体費用も含めて起債の対象となるというふうなことでございました。補助制度につきましては、今言いましたように補助制度がないということで、再資源化施設を建設するに当たって、今の焼却施設の解体というのが重要な問題になってきますので、今当面この施設については休止施設として置いておくというふうなことで結論づけております。それと続きまして、資源ごみの分別収集方法等につきましては、現在広島市と事務協議におきまして、ある程度の方向性が出てきております。細部については、まだ詰めなくてはいけない問題がかなりありますので最終決定ではございませんが、当面海田町の方式を継続していくという方向で、今のところ、現状ではそういう方向で協議を進めております。リサイクル運動の重要性というのは、広島市も海田町も変わらず同じように持っておりまして、広島市の方でもリサイクルについては積極的に取り組んでおられます。確かに海田町と広島市の方法、若干違う部分がありますが、最終的にリサイクル、再資源化していくという部分では変わらないことと思っております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再々質問いたします。いろいろ答弁をお聞きしてまいりまして、私は先日テレビで福山市と新市町が合併のときに、福山市がもう市花がバラがありました。しかし、新市町の町花は菊でございましたが、合併に伴い、福山市は市花をバラと菊、2つにいたしました。私、この報道を見ていましたときに、広島市の姿勢と福山市の姿勢は随分違うな。だからいけないわけではないわけですね、何事も。市花は1つしかないといけない、1つでないといけないという法律は何にもないわけです。反対に、春はバラ、秋は

菊で2大イベントが組める、環境行政ができる、発展的な考えのものと合併合意です。そうしますと、数日前にこの新市町が合併したときに、まちづくりがどうなるかということがテレビ放映されていました。随分、新市町の行政を大事にした合併、もう決まって法定も行っていますから、新市町を随分大事にした合併と私は受けとめました。方向性が違うとここまで違うのか。規模の大きさとかではないと思います。

海田町ももらってもらわなければならない。市長が述べております、東部の拠点として重要な地域だと。では、重要なだけ海田町を大事にしてもらわないと困るんです。事務行政レベルで精査をして、これでゴーで行く、あなたたちは賛成か反対かどちらかにしなさい。では、住民に負託を受けた私たちはどうなるんですか。もっと真剣にとらえていただきたい。ある担当に聞くと、これは教育委員会だから、この事務の内容は教育委員会に聞いてください。担当している人たちがすり合わせの広島市の制度と海田町の制度の違い、どちらが住民にとって本当の施策なのか、吟味した上の合意、すり合わせ事項だったんですか。全部、広島市の言う市に統一、市に統一で、その担当している人以外は知らない。だって、選ばれた人たちはあなたたち、全部を勉強した上で施策をつき合わせて、どちらが住民にとって、本当に21世紀のまちづくりにとって、21世紀の人間が生きていく、安心して暮らせるまちづくりはどちらの施策なのか。私、この真剣さのなさ、100万と3万だから仕方がない、それは当てはまりません。地理的要件で、海田が合併しなかったら安芸区は形成できないんです。東部の拠点の海田町は、もっと進んだ施策を入れるべきです。

今のワークプラザの件ですけれども、せっかく海田町が合併計画案の中に、21世紀に欠かせない施策を入れられていました。財産を与えない、だから今つくるのではないですか。別にそれは市のものですよ。シルバー人材センターのものになるわけではないですよ、建物はつくっても、ワークプラザを。そこを無料で貸してあげるだけでしょう、シルバーに。そういった一つ一つ、言葉のあやでこまかそうとする。

図書司書事務サポート事業でも一緒です。ブックスタート運動だってそうです。安芸区の出生者数に1,500円掛けたら100万ちょっとです。それを私たちのすり合わせの結果、安芸区の図書館費用は500万だ、ブックスタート事業にかかるのは200万だ、到底これはのめない。出生者数に1,500円掛けてごらん、1,500円、1人、子どもさんに。今の日本が荒廃したときに、小さいときから読み聞かせをして心の教育をしたら、子どもたちが健全な大人に成長できるのではないかと必死ではないですか、今。どういう施策をすれ

ば日本が再生できるか、今がけっ縁です。安芸区の去年の出生者数は770数名です。それに1,500円掛けたら100万ちょっとです。それを私たちには200万かかる。1回目はそうでした。安芸区だけモデル事業で、あれでも考えていますという答弁から、安芸区の図書館費が500万のうち200万かかるから到底この事業はできないに変わりました。次に、公費負担の範疇ではないと変わりました。決定打です。この公費の負担の範疇ではない根拠は何ですか。広島市事務事業としてやれば不可能ではないはずです。

一つ一つそうして理由にならない理由をつけて説得し、広島市の言いなりになって、これ、数年後たったときにどれだけ町民が、海田町のままの方がよかったね、声が出ることは明らかなんです、もう。その辺を町長、どのように、最後もう細かいことはいいんです、もう時間がありません。町長、1点、どういう決意でこの合併に臨まれているか、最後に一言、お願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併に臨む町長の決意ということでございますけれども、これはこれまでも申し上げたとおり、吸収合併といえども、この合併ということについては変わりはないと、対等合併のつもりで対応してまいりますということを申し上げたわけでございますけれども、やはりいずれにしても、両方が今日までいろんな施策をしておるわけでございます。そういう中で協議をしながら、いずれもがぴたっと合えばこの上にはないわけでございますが、やはり行政の中ではそれぞれの方向があるわけで、これまで今日、その方向で行政を進めてこられたわけでございますけれども、我々とすればいいものは残してもらいたい。向こうのいいものは統一せいと言われても結構だと、これが基本でございますけれども、やはりすべてそうはいかないものもございます。ただ、やはりどうしてもこれから何とかしてでも残してほしい、要望していき、これを理解してほしいという努力はやはり最後までしていくべきだと、こういうふうに考えております。頑張ってください。

○議長（河野）10番、崎本君。

○10番（崎本）いいでしょうか。10番、崎本でございます。3点ほど、よろしくお願いいたします。

第1点目に、合併について。1番目、住民説明会の目的と方法について、どのような考えでされるか、町長に問うものでございます。2番目に、他の市町村では何百回単位で、町長自ら出向いて説明会を開催し、決断の参考にされたようですが、町長はこのよ

うな考えをどのように思われるか問うものでございます。また、このようにされなかったのはなぜか問うものでございます。

2 番目に、海田町福祉センターについて。9 月の定例議会の説明と10月の全員協議会の説明とでは異なる点が多いありますが、どのような考えで設計業務を委託契約されたか問うものでございます。

3 番目に、海田町スポーツセンター建設計画について。1 番目、海田町独自で計画されるのではなかったか。合併が前提で計画されたのか、問うものでございます。2 番目に、合併しなかったらどうするのか問うものでございます。

以上です。言い訳はいいですから、明確に答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員ご質問の1点目、2点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

1 点目の合併についてのご質問にお答えします。まず1点目、住民説明会の目的と方法についてでございますが、合併したとき、各種行政サービスがどう変わってくるのか、住民の皆様の負担はどうなるのか、また合併後の海田地区のまちづくりの方向性について、広島市・海田町合併研究協議会で大筋合意を得られました事項について、住民の皆様に説明したいと考えております。住民の皆様からのご意見につきましては、今後の広島市との合併に関する協議の参考とさせていただきたいと考えております。説明会の方法としましては、自治会町の皆様と協議をいたしまして、1月からおおむね自治会単位の説明会を開催していきたいと考えております。

次に2点目の合併の決断について、他市町村では説明会を多数開催し、町長自ら出向いていき、参考にされているようであるが、この考え方についてどう考えるか、また、このような方法をとらなかった理由についてのご質問についてでございますが、地方分権の推進はいよいよ実行段階を迎えており、住民に身近で高度なサービスを的確に提供するために、また広島都市圏東部地区の均衡ある発展と、一体的なまちづくりを進めていくために、自治体の行政体制の一層の強化、行政基盤の充実が求められております。こうした中、国、県の支援を受けることができる合併特例法の期限内に合併を進めることが、住民の皆様にとって最もよいのではないかと考え、合併について具体的な協議を進めることが必要であると判断をし、その考えについて住民の皆様の意見を聞くために、住民意見交換会を開催いたしました。また、合併したらどのようなになるのかを具体的に

話をするため、広島市・海田町合併研究協議会を設置し、将来のまちづくりや行政制度の取り扱いについて、事前の協議を行っているところでございます。

これまでも合併の必要性、財政支援措置、広島市との制度比較等について「広報かいた」に掲載し、また住民の皆様には広島市との合併について理解を深めていただくため、合併検討資料の全戸配布、意見交換会、アンケートの実施、合併に関する講演会の開催などを通して理解をいただくようにしてまいりました。さらに、先ほど示しました事前協議の結果が整い次第、住民の皆様に対しての説明会を開催し、今後の協議の参考にしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、海田町福祉センターについてのご質問にお答えします。まず、実施設計業務の委託は、建設予定地の地質調査と基本設計に基づく実施設計図書の作成を内容とする契約の締結を行いました。現在業務を発注した業者との打ち合わせを随時開催し、施設整備に関する諸事項の検討を行っているところでございます。とりわけ9月議会と10月に開催いたしました全員協議会でのご提案の事項につきましては、これまでご答弁を申し上げておりましたとおり、実施設計に盛り込める事項と費用対効果面から調査する必要がある事項とに仕分けをし、検討を行うよう委託業者に指示をいたしております。なお、プールの位置につきましては、原案どおり3階に配置することとしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）スポーツセンターの建設につきましては、第3次海田町総合基本計画の中では、平成21年、22年度の実施予定としていたところでございますが、広島市との合併問題という新たな展開の中で、合併建設計画の中に盛り込むべく、広島市と協議を重ねているところでございます。したがって、広島市との合併を前提にできなかった場合には、海田町総合基本計画に掲げております実施予定年度を基本とし、財政計画との調整を図りながら、その実現性に向けて検討がなされるものというふうに考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）第1点目の合併について、住民説明会のことですが、町長は今まで私が何回も質問いたしましたように、町民には納得させて説明しとる、いや、広報で説明し

てあると言われますが、その説明が足りないから、私がずっと町長にその結果を迫っておる次第でございます。ただやっているやっているやっていると言われますが、校区の説明会を校区ごとに4回、それも200人か300、何人来られたか知りませんが、ただ全般的に広報で打ってやりますと言われたのはそれだけではないんですか。私が言うのはそうではなしに、合併問題がある、町長がそう決断される前に、なぜ町長自ら町民に対して、町長5期もやっておられますよ、その中でずっと町長が言っておる、合併するときには町民の意思が盛り上がったときじゃと、町民の意見を聞いてわしは決断すると、なぜその町長が言われたことを実行されないんですか。私はそこを言うとりんです。

結果が出て、任意協議会で結果が出たことをだれが説明して、だれがその結果をまとも知っておるの。法定協議会でこれは認められました、そうではなしに、町長5期もやっておるんでしょうが。なぜその5期の中に、町長が言われた、自分が合併と決断するときには町民の意思が盛り上がり、町民がそう決断したときには合併する時期じゃと、なぜそれを、町長が言われたことを実現せんのですか。そこが1つ問題があるでしょう。今まで何回も言われるように、企画部長が言われるように、物事が決まらんかったら説明できんではないかと、決まる前に説明せなうそでしょうが、それが住民主体の話し合いではないですか。そうではないんですか。決まった後からせいというのは押しつけだから、窪町の開発工事でもそうでしょうが。決まってから押しつけるから問題が起きるんでしょうが。決まる前になぜ説明せんのですか。町長、根本はそこにあります。そうではないですか。わしはこう思うんじやが、あんたらどう思うか、もう今がこうじゃから、こうこうこうせな時代に遅れる、東部拠点というのは遅れると、なぜそういうことを言われんのですか。そうでしょうが。

それから莫大なこの基本計画を出して、なぜ織田記念館のことでも出たら、前向き前向きと言うて、前向きではないんでしょうが。広島市が織田幹雄さんの市民顕彰はどうかの言う、海田町、ほんじゃなぜやってあげないんですか。最初からそういうことは分かっているんでしょうが。ほんじゃ、織田幹雄さんが偉大なる人だから、なぜ最初、町長自ら、ほんじゃ合併するまでに記念行事として、記念会館として、今のこの項目に挙げられておった、なぜそれを計画に入れられんのですか。これ書いてある、（仮称）海田町スポーツセンター、織田幹雄記念館として、こういう計画があったらなぜこれを一番に挙げられんのですか。分かったことでしょうが。合併するまでにぜひともこれだけはやってあげようと、海田町のあれではないんです、日本の織田さんです、町長、分

かっとなるでしょうが。私が議員に出たときに、なぜ、立派な人がおられるのに、海田町に公認の400メートルトラックを総合公園につくらんのですか。海田町はどう言われました、小学校の校庭に三段跳びの高さの国旗掲揚台のポールを立てると、全然スケールが違うじゃないですか、そう言われました、町長。そこらの物の考え方に、なぜこれをほんじゃ入れてあげんのですか、計画に。そうでしょうが。だからやっぱりちゃんと町民に、町長はそう言うて5期までやられましたんじゃから、自分が信念を全うしなさいや。町民にちゃんと説明して。あんまり言ってもあれじゃから、そのくらいにして。

それと今の住民説明会ですが、町長は任意協議会の決定事項を住民に説明して、意見を聴取し、今後広島市との合併に関する協議の参考にするとかと言われておりますけど、私が再々言うように、任意協議会で決まったことは、あらかじめ合意に達したことは、これは都合が悪かったからと法定協議会でひっくり返ることはまずできません。町長はできる、できると言われますが、これは絶対といっていいほどできません、町長、何ぼ言われましても。それだからなぜこれが反映できる時期に、こういう説明会をされなかったか、その説明をお願いします。

それから第2点目に福祉センターです。福祉センターでは、私はこれ、一般質問しておりますが、多分、補正予算じゃと思うんですが、設計委託料の補正を出されて、そのとき県の説明で、私がその前の全員協議会で説明されて、納得がいけないからどうするのかと、ここをはっきりせな補正予算には賛成せんと言ったら、皆さんがほんじゃあそこもこうじゃ、ここもこうじゃと言われたら、それで休憩を挟んで答弁で、あれもこれもできますと、やりますと、ここに書いてありますが、そういうふうな答弁をされています。議員が提案したことを真剣にやって、真剣な答弁をしてくださいと言われましたら、どんだけするんかというて私が言うたら、答弁ができんからここで15分の休憩をして、2階のボランティア室は1階に移すとかいろいろいろいろ5項目か6項目、言っておられます。ほんじゃできるんじやのうというて補正予算が通ったんです、建設予算が。

そしたら10月の全員協議会で、予算が通ったら、今度は設計の分で、あれはできん、これはできんというて、これまた、10月1日、日総研か何か広島事務所の方に相談されて、あれはできん、これはできんという、こういう書類を出されました。私はこのときに、この資料はだれがつくったかと言うたら、日総研がつくったと言うたんです。分かります。そうしたら、できんというても予算が通ったからいいんです。いいと思って、

おたくは入札もかけられました。今度10月1日の全員協議会の説明のときに説明されて、今度10月16日に入札されています。そうしたらこの資料をつくった日総研が第1回で落札しておられます。これはどういうことですか。それ以前に、いろいろとこういう相談がここへされているんでしょうが。それだから、私が9月の定例会と違うじゃないですかという、8月の全員協議会でこの案を説明されて、初めて案を出されたときに議員からいろいろな意見が出ました。

それから9月の定例会で私が質問したら、いろいろ議員さんの意見は取り上げてできるところを何とかしましょうと言うて、4つか5つ、言うておられます。それで今度はそれやから10月1日に、今度はあまり反対があってはいけないから、今度は議員が言われたことは、ここはできます、ここはできませんと言うて、それをするのに資料を、協力してもらったところが日総研です。ここ、書いてある。私、書いています。それは10月16日に落札されたということ、ずっとこれ、かわりがあるでしょうが、日総研と。これはどういうことですか。どこのここの性格を明確にしてください。だから私が皆さん知っとなんか中庭なんか要らんから、あなた方は職員でしょう、建ぺい率の問題があつたら、どうやったら建ぺい率で、中庭なんかつくらんと、つくらんかったら1階から3階まで一部屋ずつ3つできますよと、なぜそういう検討をされるのですかと言うたら、一つも答弁を聞いちゃへんでしょうが。ほうやから私が言うたことと全然議会によって、全員協議会、定例会によって意見が違ふのはどうしてですか。なぜ言い訳みたいなことばかりされますか。

それから、今の海田町スポーツセンターの計画はさっきも言いましたが、なぜこれを皆さん、今まで議員が海田プールの、今の海田町スポーツセンター、海田町営プールの解体をしては、もう何年か前に議員さん、皆、出ています。なぜ早く、これ計画されるのですか。前田さん、西山さん、皆出ています。なぜやるやると言うて、なぜこれを先にされるのですか。どうですか、これは。それだから私は今いう、これも補正予算にも出ていますが、こういうでたらめな入札になります。補正予算を組ましておって、それで入札結果が、入札残が840万9,000円、こんなでたらめな入札がありますか。入札結果を言いましょうか。第一番安い人が230万です。次の人が800万です。こういう入札がありますか。ほうじゃから、あんた、八百何ぼも残が残つとるんでしょうが。あんた方がやられることは、でたらめではないですか。これは落札者がおるからこういう結果になると言われますが、そうではないでしょうが。

考えてみれば、私はこれは意固地かしりませんが、どうせ合併するんじゃから合併する間、こないなもんしやへんと、計画策定業務の委託じゃから、ええかげんなこと書いて出しちょけやどうせ広島市になってからやったら、そういうふうにとられてもしようがないでしょう、どうですか。もうちょっと物事を真剣に考えて、真剣な結果を出しなさいや。ほうじゃないから、皆さん、言われるように、合併建設計画素案、海田町要望案でしょう。案じゃから案じゃからというて、目安に何でも書いて出すから、後で、前向きに検討するんじゃができません、そういう結果ばかり出るでしょうが。公表するときはもうちょっと考えて物事を公表するように、ちょっと真剣に考えてやってください、口先だけではなしに。もうちょっとこの内容の方をきちっと充実した内容でちゃんとやってください。これは私があまり言うから、町長、こう言うておられます、「これまでのことは謙虚に受けとめます」と。町長、こう言うておられます、私が一生懸命言うたら。今までのことは謙虚に受けとめて、今からは皆様に誠心誠意努めますと言われとるんじゃから謙虚に受けとめてやりなさいよ。はい、再質問、それでちょっと。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）この合併問題については、なるほど崎本議員から黒埼町長さん、あるいはよその町長さん、何百回となくやっておられるということから、そういうご発言に対して答弁いたしました。ご承知のように、やはりこの合併問題は、私もこういう立場にならせていただいて、かなりの長い期間、議会でも賛否両論ありましたけれども、どうするんだ、いつごろどうするんだとか、いや、急ぐなとかいろんなご意見が長い間続いたと私は記憶いたしております。そういう中で、そういう議論がある中で、私なりにやはり町内の方々でも会うと、町長、どうするんだ、どうなるんだと、こういうようなご意見もいただいたり、いろんな方とやはりお話はしてきております。そういう中で、この議会でやはりしっかりリーダーシップを持って答弁しろというようなこともありまして、私なりに自分の任期の中で責任を持って合併をさせていただきたいと、こういうことを申し上げたわけですが、先ほど崎本議員が誠意を持ってやると言うたのではないかと、当然誠意を持ってやるべきでございますし、先ほどから説明をしておりますように、これまでのいろんな協議の内容を集約しながら、メリットもデメリットも皆さん方に知っていただくために、1月から各自治会を回っていきます。できるだけご協力、ご理解をいただく努力をしてまいります。こういうことをお約束いたします。以上でございます。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、（仮称）海田町福祉センターの答弁と違うではないかということについてご答弁申し上げます。まず、休憩後にご報告申し上げましたのは、1つ目といたしまして、2階のボランティア教室を1階に変更することについては可能であると判断しておるというふうにご答弁申し上げました。これに対して、10月1日の説明会でも同様の発言をさせていただいております。また、2つ目の多目的ホールに舞台を設置することについて、いわゆる検討したいというふうにも、これも9月の議会答弁で申し上げましたけども、これは10月1日では設置するというふうにお答えをしております。また、3点目は、建物耐震のために建物にジョイントを入れることについては、可能であると判断しておるというふうにご答弁しております。これに對しまして、10月1日では、実施設計に盛り込みたいというふうにご答弁申し上げております。

また、4点目は、ソーラーシステムの導入については、すべてを賄うことは難しいが、部分的には可能であると判断しておるというふうにも9月でお答えしておりますけども、10月1日の全員協議会では、実施設計で検討し、費用対効果等について研究していきたいというふうにご答弁申し上げております。また、公園の下に地下駐車場をつくることについてでございますけども、これは隣接地にマンションなどの建物への影響を考慮するので、実施設計で検討することが必要であるというふうにご答弁しておりますけども、これに對して10月1日には、その地下駐車場を新たにつくることによりまして、約2億6,000万の経費が必要であるということで、隣接地との関係もあつて実施設計の中で検討していきたいというふうにお答えをさせていただいております。また、プールの位置でございますけども、水回り等の管理面から考えたならば1階に移した方がよいということについては、実施設計の中で検討していきたいというふうにも9月ではご答弁申し上げておりますけども、これを10月1日では3階へ配置するというふうにお答えをさせていただいております。

大体以上のようなことです。それと今回発注をいたしました実施設計の業者と10月1日に検討した結果をご報告させていただいた業者が同一ではないかというご指摘でございますが、全く違う業者でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）スポーツセンターにつきまして、なぜ今まで早く計画し、建設をしなかったかというご質問でございます。先ほどもお答えしましたように、海田町の総合基本計画の中で、平成21年、22年の事業予定と挙げておりますのが、確かに町営プールも

老朽化しておりますし、そういったスポーツセンターが欲しいと、住民の方々も要望しておられるということも承知の上でございますけども、膨大な建設費がかかること、それから年間維持経費が膨大なものになるというふうなことから、今まで海田町の計画の中では全体の10年計画の後ろの方に位置づけざるを得なかったというものでございます。そうした中で、今回の広島市との合併という動きの中で、できれば建設計画の中に盛り込んで実施をしていきたいというふうな考えで計画を起こしたものでございます。

それと今の織田先生の顕彰につきましても、先ほどからご答弁申し上げますように、こうした偉大な業績をとにかく残していきたいということで、ぜひこれにつきましては実現をさせたいというふうに考えております。

それから業務委託のことに触れられましたけども、今回の基本計画の入札に関しましては、設計仕様書を組みまして入札に付したわけでございますが、ご指摘のように業者が極端に低い金額で落とされたということでございます。ただこれには当然業務仕様書が明確についておりますから、当然幾ら安くてもこの示した業務仕様書については、当然クリアをしていただくということでございます。ちなみに今その協議を進めておりますが、業者の方も非常にいろんな知識を持っておりまして、積極的な提案等もいただいております。ぜひこれをよく協議しながら詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） 町長は自分の判断で、自分の意見で住民に説明会をやる、やると言われますが、町長はそう言われても、町長が誠意を持って、議員でも納得がいくように説明されなかったら、結局決断下すのは議員のところへ来るんです。ほうじゃから町民は執行部、町長が責任を持ってきちっと説明せんかったら、議員は何しとるかと言われます。それは議員もいろいろ、今合併特別委員会でもいろいろな意見が出ています。それを一つ一つ取り上げてくださいますとも、広島市に統一、広島市に統一、皆広島市に統一ではないんですか、海田町のええところも。今、先ほどから皆さんの意見があるように、みんな広島市に統一、統一でしょうが。口先では上手、上手と言うてあっても、何を、それを町民にきちっと説明をわかるように、町長自ら説明してもらわなかったら、議員が反対したらなぜ反対したかということは分からんでしょうが、明確に。

そこを言いよるんです。最終的には議員が判断せなしようがないようになるんではないですか。そこまで議員は責任があります。その責任がとれるように、なぜおたくらははっきり説明してくれんのですか。結果が出てから、合併特別委員会でも、任意協議会の結

果が出てからこう決まった、先ほども言うように執行部が説明するより先、新聞のマスコミの方が先に決まった、決まったというて書いて出しとるでしょうが。そこが町民に納得いくように、なぜ百回単位で町長が自ら、この合併論議する前になぜ説明せんのじゃったですか。決まってから説明したら、これを理解してくれでしょうが。それでは説明会、相談にならんでしょうが。意見を取り上げるということにならんでしょうが。

12月の任意協議会で決まったことを、決まってから町民に二十何ぼかしらない箇所をやって、五十何ぼか知りませんよ、自治会じゃあっちこっち行って、町長自ら説明しても、それで理解できんかったときには町長、どうしますか、どういう責任をとりますか。町民に理解してもらえんかったときにはどうしますか、ほんじゃ町長。皆、最終的な結論は議員に降りかかってきます。そこら、町長は自分の判断だ、自分の判断だと言われますが、それに対して、ほんじゃ私らは町民の代表としてどう説明したらいいんですか。責任重大です。どう思われますか、それを。

それから今の海田町福祉センターです。私が言うたのは、3回意見が違うがどうして3回意見が違うかと、できんもんをできんのにできると言いなさんなということです。なぜほんじゃ9月の補正予算のときに、これはだめ、これはできん、これはできんとはっきり言われんのですか。どうして言われんのですか。予算を通したら、あとはどうでもええような考えがあるんじゃないんですか。ほうじゃから私は物事を決める前にきちっと検討して、勉強して、ほうからなぜ決断をされんのですか。できんかったら私らも補正予算に反対しますよ。予算が通ってからああやった、こうやったというのは、だれでもみやすいことです。なぜそこらが勉強ができんのですかと言ひよるんです。ほうじゃから先ほどからええかげんなことを言いんさんなと、何回も言ひよるんです。一生懸命町民のために分かりやすく説明するのがあなたらではないんですか。3回とも意見が違うから、では意見が違うんなら、最初から意見が、あんたらの言うことはできんとなぜ言わんのですか。ほうから、私が全く違いますどうのこうの言われますが、言われんこと、私はここへメモしてしやへんです。それは私は徹底的に調べますからいいんですが、言われるんなら、私、徹底的に調べます。

ほうから（仮称）スポーツセンターですが、私が言うのは、これは企画に回るかどうか知りませんが、ほうじゃから私が、こういう事態があるから入札でも何でも最低制限価格を持ちなさいとやかましく言うとするのはこれがあるからでしょうが。ほうじゃないんですか。今度の仕事、設計また委託じゃったら、これ、あんた、基本計画策定業務委

託です。今度設計委託が出たときに、なぜほんならこんなまたこの人が、わしは策定業務、わしがやっとなけん、ほんなら設計はわしがとるといふようなことがあっちゃいけんから私が最低制限価格を設けなさいと、1円入札と一緒にことではないですか、考えたら。なぜそこまで町民に誤解を招くような、気配りをなさらないですか。

ほうから私が言うように、なぜ織田幹雄さんという偉大な人がおるのに、町長、よう聞きなさいよ、なぜ総合公園にでも400メートルの総合公園の陸上競技場、なぜトラックをつくらなかったか。ほうでしょうが。物事をしてあげんかったら、物事をやるから、いいですか、よく聞きなさいよ、熊野町でも何でも、陸上でも何でも活発にやるんです。そら、学校教育も一緒です。ものを与えんかったらできんのでしょうか。そこらを考えてなぜやらないのですか。何でもだっ広いところを石垣築いてからわざわざ区切らんでも。府中町を見なさいや、ああいうへんぴなところでも、皆さん、考えなさいよ、ああいうへんぴなところでもサッカー場をつくつとるでしょうが。海田町なんか見たら、あれとはよっぽど地形的にはいいんです。なぜそういう配慮をせん。そういう配慮がないから、私がずっと一般質問で言うんでしょうが。日本に1人しかおっちゃいない人です、織田幹雄さん、なぜそれをしてあげないんですか。町長、どう思われますか。総合福祉センターなんか後でいいんです、船越にあんだけあるあるあるある言うてやから。船越もあるし安芸区に、あそこにもあるし、あれは後で、何でこれ、先にやってあげんのですか。町民にわかりやすい後々残るようなことを先にせにやいけんのでしょうか。そういう考え、町長、その点に対しては、もう最後ですから、皆さん、ちゃんと答えてください。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）福祉センターの件について、最初に自分の方から答弁を申し上げます。

全員協議会の中で、基本設計、基本計画が終わった段階で、これまでも大体町の方で計画づくりが終わった段階で、皆様のご意見を聞きたいということで、全員協議会で説明をさせていただきました。そのときにいろんな意見が出ました。それを踏まえながら実施設計の予算、補正予算を組ませていただいたわけではありますが、臨時議会の中で、特にプールの議論について、1階の方がいいのではないかと、あるいは屋上でもよいのではないかと、あるいは3階に設置してもいいのではないかとというふうな、特にいろんな議論が出てまいったわけがあります。そのほかに、その臨時議会でもクラブの問題とかソ

ーラーの問題とか、先ほど申し上げていましたようないろんな問題が出ました。全員協議会も含めて、それでは今まで出てきた議論をすぐ、では予算が通ったからすぐやるのかというふうなご議論も随分出ました。

我々の方もそれを踏まえて、実施設計に着手する前に、出された意見をその段階で検討できる範囲でもう1度説明機会を持って、またその説明を加えた上で実施設計に着手すべきだろうというふうな総合的な判断をさせていただいたところであります。ですから、臨時議会の最終、最後の方でもそういう意見が出ました。それに対して、できるだけ早くに、今日いただいた意見とか全員協議会でいただいた意見も踏まえて説明機会を持ちたいと、こういうふうに説明を申し上げておるところでございます。その点で、要は可能な範囲の検討を加えて、10月1日に全員協議会を開催をさせていただいて、出された課題について説明をさせていただいたというふうなことでございます。

それから業者選定のことでございますが、我々の方も基本計画段階でお願いをした業者さんと、それから10月1日に向けてご意見をいただいて、特にプールを中心とした検討を加えていただいた方とは別判断が必要だということで、別に考えてお願いをしております。その上で、10月1日の説明をさせていただいた。それから実施設計の選定でございしますが、これは全く別のルールに乗った選定方法によって選定をして、業者さんに発注をしたと、こういう経過でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）スポーツセンターの基本設計における最低制限価格の導入ということではありますが、現在請負工事につきましては、最低制限価格制度を設けております。しかしながら、今回の基本設計策定業務につきましては委託業務に該当いたしますので、このたびの最低制限価格には制度は導入しておりませんので、こういう結果となっております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）スポーツセンターについて、合併までに福祉センターの建替えより先行すべきではないかというご意見でございます。今回のスポーツセンター、今まで織田先生の顕彰ということにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、実際にはスポーツセンター、大規模になってくるということで、なかなか実現、一歩足が踏み出せなかったというところでございます。それから今回の基本計画を立てていく中で、検討してみたいという方向づけの中で、我々としましては、財源は別にしまして、そういった単町

の中での実現性というものも一応検討の中には入れておりました。そういった中で、単町の中で実施していくとすれば基本計画をまず策定をし、基本設計をし実施設計をし、それから建設という手段になるわけです。当然これだけ、20億前後の工事ということでの想定をしておりましたから、当然国庫補助あたりをとらにやいけんというような中で、県の思い、話をお聞きしに行きましたところ、即、そういった補助の確約はできないというようなこと、それから当然広島市との合併という流れの中で、広島市さんの同意は当然必要ですよというような話の中で、どう考えてみても単町のうちでの建設については、日程的にもそういった手法的にも難しいという結論の中で、合併建設計画の中に盛り込みたいという方針を出したものでございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長は住民の方へメリット、デメリットをしっかりと話をして理解をいただくと、こういうことについて、では我々議員には、最後には我々議員に責任がくるんじゃないか、我々が知らんというのもおかしいではないかと、こういうことであったかと思いますが、それでいいですか。

（「ほうじゃないでしょうが。町長が住民が納得いくように説明せんかったら、私らのところへ返ってくるというて言うところでしょうが」と呼ぶ者あり）

○町長（加藤）いや、それでやっぱりこれまで大体この流れとして、我々、事務方で一応広島市とのすり合わせをしながら、ある程度のものが出たときに、現在第4回の任意協議会が済んだわけでございますけれども、それまでにはやはりその資料を特別委員会にお諮りをし、その上で任意協議会へ出ていく、また任意協議会が済んだ後にはまた議員さんにご報告をすると、こういうような順序で運んでおるわけでございます。

（「そうではなしに、いけいけどんどんではなく住民に説明せんといけんのじゃないかと」と呼ぶ者あり）

○町長（加藤）最終的には、言われるとおりに議員さんの議決がないにゃ、これはできることではありませんので、それは法定協に入るのもしかり、また法定協で最後を決めるのも議員さんの議決がなかったら、これは決まることではございませんので、それまでにできるだけ住民の皆さんのご意見を聞きながら、また議員の皆様にもそういうことのご相談を申し上げながらまとめてまいりたいと、こういうことでございます。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）ご質問の最低制限価格の関係、委託料で取り入れるかどうかということな

んですけれども、ちょっと時間をいただきまして、関係機関等とも協議しながら、ちょっと時間をいただきたいと思います。検討はしてまいります。

（「ちょっと、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）どうぞ。

○10番（崎本）町長の今の答弁です。私はああいう質問をしていません。というのは、最終的に議員が責任を負わないけん、議員が決める、最終的に決まった場合、もっと住民にわかりやすく説明してもらったかんかったら、議員としてその反対か賛成かの賛否を、これが住民が納得いくような格好で議員が選択できるように、納得いくように、執行部は先に住民十分説明してもらわな議員としては困るということを言うてるんです。ほやからそれが住民が納得できるまで、何百回でも町長が説明するのが町長の義務ではないかということ、義務じゃから今からせないけんということをちょっと聞いとるんです。分かります。

○議長（河野）町長、そのことについて。町長。

○町長（加藤）仰せのとおりだと思います。これまでもお話を申し上げたとおりに、来月から各自治会を回って、誠意を持っての話プラスデメリット、メリット、隠すことなく全部お話、説明をしながら理解をいただき、その努力をしてまいります。その上でまた皆さんの議決をいただくわけでございますから、頑張ってやります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野）12番、前田君。

○12番（前田）12番、前田です。エバーグリーンホームについてということで質問を出しておりますが、本来エバーグリーンホームは本町の事務ではないのでございますが、一般質問として出すのはおかしいということであろうかと思いますが、この施設の建設に際し、町民の血税というか税金を総額約4億円、これを出しております。本来、町民福祉のためにある施設ということで建設しておるわけでありますから、またそのために巨額の金を出しておるわけでありますから、この施設が目的に合ったように運営されていないように思います。そこで次のことについて尋ねるものであります。

まず、9月21日、入所の老人が床に倒れていたということで、介護の担当者がその年寄りをベッドにくくりつけて寝かせたと、このように聞いております。もちろん1人でベッドに乗せたのか、他の介護員と協力を得てベッドに乗せたのかわかりませんが、約10日間そのまま寝かせたままであったと。それでどうも年寄りの容体がおかしい

ということで、親族に10日間後に初めて知らせたという。親族が行って見たら相当な容体が悪くなって、まさに生死の境にあるような状態であったと、このように聞いております。家族がこういう施設に預けるということは、老人を安心して本来預けるためにこういう施設の協力を得ておるわけでありますが、今申し上げましたように、施設が本来の目的に達しないと思います。そこでちょっと前後しましたが、親族がそこで慌てて救急車を呼んでほかの病院に行った。その病院の診察の結果、多臓器障害、大腿骨骨折という状態であったという。今申し上げましたような事実が起こり、追求したところ、このような事故は日常茶飯事であるというふうな豪語とも受け取れるような返答が返っておるようであります。当然安心して老人を預けることのできる施設であるべきであると思うわけでありますが、そこで次の点について尋ねます。

まず、過去、開設以来であります、けが等の事故件数、どれぐらいあったのか。その都度、町及び県へこのような連絡はすることになっておるはずですが、その辺はどのようなになっておるのか。町及び県のエバーグリーン等に対する指導、この辺はどうなっておるか。当然このような施設は医師とかあるいはそういう病院施設と連携体制といいますか、連絡体制が十分とれておらなければならないと思うのでありますが、その辺、またその施設の医師あるいは事務責任者、ここらの連絡体制、このものはどうなっておるものか。そして5番目には、先ほど申しましたように4億になろうかとする補助金を出しておるわけでありますが、この補助金の一時停止とかはできないのか、こういうことであります。このような事態に対して、町は今後どのように指導というか、対応していくのか。以上、尋ねるものであります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）前田議員ご質問にお答えいたします。介護老人福祉施設エバーグリーンホームの介護サービス提供下における事故の対応等についてご質問にお答えいたします。

介護サービス提供下における事故への対応については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」において、「事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」と定められております。本町では、この基準に基づき事故発生時の報告書様式を作成し、各介護サービス提供事業者へ送付をし、事故が発生したときには報告を求めています。平成14年度には2件の報告があり、いずれのサービス提供事業者も事故の状況報告とともに今後の再発防止について改善策が示されておりました。

しかしながら、ご質問 2 点目のエバーグリーンホームからの事故発生報告を町は受けておらず、最近の事例に関しましては状況報告のみ受けています。町はこのような事態を憂慮し、当該施設の社会福祉法人メインストリームと連絡協議会を持ち、施設の健全な運営のため情報交換等を行ってまいりました。11月は介護サービス提供下における事故発生時の対応について協議し、施設の適切な対応について指導しているところでございます。ご質問 1 点目の施設内における事故の発生件数は、施設に照会したところ18件であり、いずれも自損事故であるため、町には報告していなかったようでございます。しかし、事故である以上、報告すべきものであり、今後は当該施設に対して国の基準を遵守するよう指導していく所存でございます。

第 3 点目の当該施設に対する指導でございますが、町は連絡協議会の場や利用者からの苦情があった場合など、施設に対して随時指導しております。また、県が本年 9 月に介護保険事業者指導及び監査を実施したところ、おおむね順調な運営状況であるとのことでしたが、今後も県と連携をとりながら指導してまいりたいと考えております。

4 点目の施設内の連絡体制ですが、館内放送、携帯電話等で対応している状況と聞いております。5 点目の補助金に関しましては、海田町補助金等交付規則及び海田町社会福祉施設整備費等補助金交付要綱に基づき交付しています。この補助金は社会福祉、医療事業団からの借入金の償還金の支払いに要する経費に対して行うものでございます。一時停止する場合は、交付決定以後に特別の事情の変更や委託事業等について遂行命令に従わないときに行うことができますが、当該法人は該当しないと認識しております。

6 点目の事故発生時における町の対応でございますが、国の運営基準を遵守し、事故発生防止に向けて指導するとともに、事故が発生した場合の報告の徹底及び改善策の指導を強力に行ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、介護サービスの質の向上を保障するのは保険者である町の責務と考えておりますので、今後も引き続きサービス利用者の立場に立って、当該施設の指導を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）速やかに事故があった場合、家族に知らせなければならないと、こういうようなことでございますが、今回の事例の場合は約10日間、全く放置されておった。このようなことになるわけですが、非常に態度が悪いというか、先ほども言いました4億になろうかとするような補助金を受けておきながら、何とか特別事情で施設が違うの

で一時金の停止はできないんだと、総額約10億ほどの建設費、本人は2億足らず、あとは国、県、町の補助金で8億強のものがつまみ銭的に出ておって、本人はもろたらあとは知らんよと、先ほどもちょっと言いましたように、そういうけが人があった場合に全く放置して、事故でないよというような豪語もして、まさに平成のうば捨て山をつくっておるような人になぜ補助金を出さないけんのか。このようなことで月額、恐らくその措置費というのか、恐らく重度の人に対しては概算約40万円ぐらいかかるんじゃないかと思うんですが、全くもらいつ放しで、後はうば捨て山、野となれ山となれ、こんなようなことで、後はまだ公金を、町民の血税をのうのうと出して、これは指導できないんだというようなことでは非常に困るわけです。ですから、こういうことをどういうふうにするのか。そこで毎月というのか、事務調査というんですか、内部監査というのか、何かそういうことができないのかということです。

今のように10日間も何もほっとかれて、行ってみたら、親族が、何かちょっとおばあちゃんの様子がおかしいけん、来てみてくれというようなことで行ったら生死の境目にあると、うば捨て山ではないですか。そのために月額、町、県が合わせて40万円もの補助金、措置費を出しておるのかということになるわけです。もうこういうことでは非常に、安心して預ける施設ではない。当然町長、こういうところには補助金は出すべきではないと考えるんですけど。この2点ほど、もう1回、改めて聞きたいと思うんですが、いろんな法律があらうかと思うんです。

それでちょっと先ほど聞き漏らしたのですが、何とか施設で特別の事情がない限り補助金は停止できないんだと、その何か法律の名前、ちょっと忘れたけども、これはただほんじゃ一旦決めたらどうでもこうでも出さなきゃいかんのか。恐らく最初の設置のときの、我々もちょっと当時呉の大先生という方がええんか、外務省の高級官僚汚職事件もあったりして、我々もこの件がおかしいということで厚生省まで自費で行きました。それでちょっと許可を待ってくれということで厚生省に直談判した、こういう経緯もあるわけです。こういうことがあるから、最初から議員何名からかも出とったと思うんですが、地元の経営者がおらないではないか、これは何かあるんじゃないか、ちょっとこれはおかしいよと、そのことで多分8名ぐらいの者がこの設置に対して反対したはずなんです。多数決の世界だから仕方がないと言われればそうなんです、最初からおかしいんです。ほんで設計が出てきたら、途中から1億2,000万追加補助しておるんです。すべてやり方がおかしい。それで我々も随分やかましい言うたんですが、押し切られて、

今日、今言いましたようなこういう結果が出てきて、町民が、これ、喜びゃええんですか、悲しみゃええんですか。私が言わんでも分かるんじゃないかと思うんですが。これは何としてでもこの補助金をとめる必要があると思うんですけど。今言いました2点ほど、ちょっと回りくどくは言いましたが、再度その何とか特別事情でとめられないんだというその法律の名前とどうしてもとめられんのかということと、毎月、いわゆる経営というかその中へ口出しというのか、そこへ行って書類の監査とかこういう事故の調査といいますか、こういうことをこっちから進んで入っていけないのかどうか、この辺をちょっと尋ねてみたいと思うんです。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず1点目の、補助金の一時的な停止はできないものかという再度のご質問でございますけども、これは先ほどご答弁申し上げましたように、いわゆる社会福祉法人等が社会福祉施設を整備した場合、これにかかわる元金利息に対して助成するという制度ございまして、これは例えば今回、特別養護老人ホームでございますけども、特別養護老人ホームを国庫補助対象事業でおつくりになっておられます。それに対して一部自己資金が要するという部分にかかわって、医療事業団からお借りになったものを町が補助要綱に則って補助するという性質のものでございまして、例えばその施設が、特別養護老人ホームが国庫補助の目的を達しなくなった場合等については、当然これは補助金の精算あるいは返還を請求し得る要件が出てくるかもわかりません。

これについては詳しく調べなくてはいけませんけども、そういった特段の事情がない限り、片方で少し問題を起こしたではないかということで、特別養護老人ホームそのものが、ではすぐどうなるかということでございます。例えば特別養護老人ホームの指定許可というものは、県が指定の許可権限を持っております。広島県がその指定許可についてどう取り扱うかによっては、また違った展開も考えられますが、現在のところ、広島県が指定許可をしたままでございますので、そういう事案が発生したからといって、では補助金の医療事業団からお借りになった部分を一時停止というのは、今の段階では難しいかなということを今認識しておりますが、これにつきましては引き続き私どもの方で、詳細について調査をしてまいりたいというふうには考えております。

また、2点目の事務の監査でございますけども、現在私どもでは3カ月に1回ほどエバーグリーンと連絡協議会を持っております、その都度必要に応じて、課題があればその課題について協議をし、必要があれば当然ご指導申し上げておるという現状がござ

います。こういうことにかかわりまして、先般11月に開きました連絡協議会におきましても、1つには、いわゆる入所者のサービスを向上するためには、いかに体制を、システムを構築されておられるかどうかという議論、それともう1点は、いわゆる事故への対応について、どういうふうにやっておるんだということについて、今回ご指摘がありましたことをもとに、具体的に議論をしたところでございます。そうした中で、私ども、エバーグリーンの方、先ほどご答弁申し上げましたけども、いわゆる事故という認識が私どもと若干違っておられるように理解、解釈しておられますので、私どもは県の方へ介護保険制度で言う部分の事故への報告の内容について照会申し上げて、県の指導のもとにエバーグリーンの方でご照会を、こういう県の指導があったので速やかに、事故報告とは、事故とはこんなものであるということで、したがって事故報告を上げていただきたいと、速やかに対応していただきたいということのご指導を申し上げましたけども、非常に速やかにであるとか、例えば速やかに処理することとかあるいは事故への対応ということの疑義が出まして、少しまだ認識が違ったままでおるようでございますので、そこにつきましては引き続き、私ども、県と強い連携を持ちながら、当然私どもはサービスをご利用なさっておられる方々の質の向上あるいは質の確保を図るために、引き続き強い指導を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）どうも今の話を聞いていると、課長さん、どうもおかしいんですが、認識の違いが、ずれがあって、速やかにというても何じゃというのは、ちょっとどうも理解が得とらん。ということは、今のような事故でどういうふうな話し合いをされたのか知りませんが、どうも向こうには反省の色がないようなんです。先ほども言いました、そんなことは日常茶飯事だと、何ぼでもあるんだと、おまえたちはやがてここで死ぬるだけではないかと、それでおまえのところは、役所は40万だけ持ってくればいいんだと。40万か何ぼかは別ですが、どうもこんなような答弁に今、私、ひがみなんで聞こえるんですが、これはやっぱり何か別の方法を考えて、今その県と協議して何だというようなことではない、はっきりいってとろくさい。これをもっと何か強くこれをやらにゃいかんのではないかと。

それで町長の答弁で、事務長、医師との連絡体制、携帯電話とか云々というような答弁もありましたが、実際それはとれるようになっているんかどうか、ちょっとこれを確認してみたいと思うんです。どうしても、これも相手があることだから、相手が言うこ

とを聞かんというのは認識の違いじゃ、強く要望しておるところであると言うたって、相手が聞かんのじゃからどうにもならんわけですが、そうすると先ほど来言うとするようなどという方法をとるか。これもどうであろうとやっぱりこういう一時金、補助金、これ何ぼ整備費の元本の一部を補助するというたって、結論からいえば町民の血税を出して、安心して年寄りを見てもらうために預けておるわけですから、補助しておるわけですから、それが認識のずれやら速やかというのは、例えば1週間が速やかなのか10日が速やかなのか、即時、その日のうちが速やかなのか分かりませんが、言葉を聞けば速やかということだから非常に明るい、明瞭に聞こえてくるんですが、中身を掘ってみればいいかげんなことなんです。即日が速やかなのか1カ月が速やかなのか、それで聞いてみたら3カ月に1回打ち合わせをしておるというんです。これではとろくさい。だから毎月やれんのかと、こう言うておるわけなんです。その辺をあわせてもう1回答弁を願いたい。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）先ほど再質問でございますけども、現在先ほどご答弁申し上げましたように、3月に1回連絡協議会を持ってやっておると、それで今後1カ月に1回はやるべきではないかというご提案でございますが、これにつきましては私ども、今回の事案等が決していい状況であるというふうには判断しておりませんので、これにつきましては、私どもの方で十分協議をしながら対処、当然やっていきたいというふうに考えております。また、エバーグリーンと市内の連絡体制、本当かいなというようなご意見でございますけども、私どもが先般連絡会議を持ったときに、その質の向上あるいは連絡体制ということで書類を求めたときに、いわゆる事故への対応マニュアルであるとかいわゆる緊急時の連絡に対するマニュアルというものをおつくりになっておられました。これを示されまして、これを遵守しながら適切にやっておるといようなご意見を賜りましたけども、私ども、それが日常の中で実行できる、あるいは実行しておることを確認する方策を今後どのようにやっていくかということが、これからは考えていく必要があらうかと思っております。それは確実に実行されるということ、私どもの方としましては見ていく必要があらうというふうに考えておるところでございます。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○14番（山岡）今のエバーグリーンの問題に対しては、非常にこれは重大な問題だと思

います。といいますのが、できて過去17件も8件もこういう事故があつて、一切公表して  
いない。もっともなことだと思いますので、私はこの動議に福祉委員会の方で慎重に  
調査をするものでございます。

○議長（河野）暫時休憩をします。それで議会運営委員会の委員、委員会室へ集合してく  
ださい。

~~~~~○~~~~~

午後3時10分 休憩

午後3時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほどの動議については、議案に関するものでございませぬので、委員会付託にする  
ことはできません。しかし、福祉厚生委員会で調査の上、研究することといたしたいと  
思います。そのように議会運営委員会で決めておりますのでご承知ください。

これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第43号議案 町道の路線の認定及び廃止についてを議題といたします。町  
長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第43号議案 町道の路線の認定及び廃止について。国道及び県道整備事業  
により分断された町道を廃止し、分断後の道路を新設町道として認定するものでござい  
ます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）それでは第43号議案 町道の路線の認定及び廃止についてご説明をい  
たします。資料の2をお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回、議決をお願いいたします概要でございしますが、道路法第8条及び第10条の規定  
に基づきまして、道路の起点または終点の変更などが生じた場合、議会の議決が必要で  
ありますことから、今回提出をさせていただいたものでございます。具体的には、県道

矢野海田線、それから県施工分の森島西谷線及び東広島バイパスの工事の進展に伴いまして、町道の起点や終点が県道内に重なったものや機能回復道路の新設など管理区分の協議、調整が整いましたことから、町道の廃止と認定の議決をお願いするものでございます。

それでは各路線ごとにご説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。この資料におきましては、廃止を青色、認定をピンクで色分けをいたしております。町道3号線でございますが、延長が長いことから、地図を上下2段に分けております。起点は明神さん先の瀬野側左岸ですが、それをずっと上りまして東昭和町を經由して西浜先のユキ園付近を終点としておりましたが、一番下の図を見ていただきたいと思います。下の図の右側同士を比べていただきたいと思います。終点を含む一部が県道内になりましたことから、終点を変更して廃止及び認定をお願いするものでございます。廃止延長、認定の延長、幅員は資料をご覧くださいと思います。

それでは2ページをお願いいたします。国信2丁目地内の国道2号線から新幹線の北側に沿いまして、山の手を經由する町道81号線でございます。今回変更は、起点の表示の変更とそれから東広島バイパス工事によりまして山の手を回る線が一部なくなったため、その代替といたしまして、さらに山側に新しく道路ができました。この結果、終点の移動が生じたことから、既設路線を廃止して、右の図のピンクで示しております区間について認定をお願いするものでございます。なお、新しく代替できました道路につきましては幅員5メートルで、大部分ができ上がっておりまして、来年の2月末ごろに供用開始となる予定でございます。

次、3ページをお願いいたします。国信2丁目地内の町道84号線でございますが、もとと国道線沿いの結城鋼材上側から環境センターに上る町道83号線へ接続しておりましたが、終点側の約3分の1が東広島バイパス内となりました。その代替機能として、下の図のピンクに示しておりますように、国の負担による東広島バイパス沿いに新幹線トンネルまでの道路がつくられます。この新たな部分を含め同じ号線として認定をお願いするものでございます。なお、この路線につきましても、来年の2月末をめどに供用開始の予定でございます。

それでは4ページをお願いいたします。寺迫2丁目地内です。青色で示しておりますように、多くは県道内となりました。右の図のピンクで示しておりますように、右側部分を同じ号線の99号線として、また残った99号線の一部とそれから280号線へ接続する路

線として新たに321号線として認定をお願いするものでございます。それでは5ページをお願いいたします。町営西浜住宅横の町道169号線ですが、図で示しておりますとおり起点の移動によるものでございます。6ページをお願いいたします。これも同様、県道内にありました起点の移動と県道歩道の横に県の施工による機能回復道路を含め同じ号線として認定をお願いするものでございます。7ページをお願いいたします。図でお示しておりますとおり、中央部分が県道に取り入れられました。西浜保育所裏側を171号線として、また分断された右側を新たに322号線として認定をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。この町道172号線でございますが、県道内の起点の変更と終点の表示の変更により、廃止、認定をお願いするものでございます。9ページをお願いいたします。海田児童館東側の町道182号線でございますが、図のとおり終点の変更によるものでございます。10ページをお願いいたします。もともと海田児童館前を通りまして、海田中学校正門までに至る町道183号線でございますが、分断されたことによりまして、海田児童館側を同じ号線の183号線として、また中学校グラウンド横を新たに町道323号線として認定をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。海田中学校正門に至る町道162号線を起点としていました町道184号線でございますが、大部分が県道内になりましたことから、終点の変更に伴う同じ号線としての廃止認定をお願いするものでございます。それでは12ページをお願いいたします。曾田地内の町道279号線でございますが、現在県施工分の森畠西谷線として、県道矢野海田線からもとの山本鋼材、今のワイテックの中を通りまして、国道2号線を結ぶ県道ができることに伴いまして、図で示しておりますとおり、その多くが道路内となりますことから、起点の変更による廃止認定をお願いするものでございます。なお、この路線の県道部分の国道2号線を結ぶ森畠西谷線ですが、平成15年度末を目標に現在工事が進められております。

以上、今回議決をお願いします路線につきまして、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。中岡君。

○17番（中岡）ただいま説明を受けました町道廃止路線の総延長というのが相当な距離になるわけですが、これは県へ提供したことになるんだろうと思うんですが、有償か無償か、ちょっと教えてください。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今回の認定につきましては、もちろんお金のやりとりはありませんで、所有権移転はございません。ただ、国信の新しい国がつくった代替の町道につきましては、現在は国の敷地ですが、将来的には町の敷地となるような手続をするよう、今から協議を進める予定でございます。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）そうすると、町道を廃止した分は全く無償で県の方へ提供したということになるんですね。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）はい、そのとおりでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）ただいま町道について改正あるいは認定という案が出ておりますが、この示された数字の中から見れば、認定延長がわずかの27メートルとか39メートルとかいふのがあるんですが、すごい複雑な道路認定になるわけです。総まとめて全体から何ぼとか、あるいは、例えば9号線の枝番とかいうような方法で判断できるのではないかと、思うんですが、それは難しいんですか、どうですか。わずかなところが何ぼも認定されておる。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）これは過去の長い経緯の中から、道路ができるたびに町道認定、場合によってはルート変更によって認定してきたものでございまして、非常に一応1本の線を分岐があるかといってその号線にするという考え方は基本的にございまして、やむを得ずそういうふうな形にやらざるを得ないというふうに考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）最終的には合併問題も含めてあるわけですが、複雑な番号がつくわけです。整理する必要があるんですが、これは全く整理できないものか、あるいはいろいろな方法で整理することができるのかどうかお尋ねするんです。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）合併問題と路線の問題ということの観点から、当然合併になりましたら、例えば広島市で、どの市町村でも新たな認定は必要ないんですが、今からこの路線を整理するというのは相当な精力が要ということで、現在のところ、整理については

考えておりません。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）広島市は例えば合併をした場合に、こういう市道の認定というのは全部こういう方法で議会に出されるんですか、どうですか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）先ほど説明させていただきましたように、市道であれ町道であれ県道であれ、例えば起点とか終点とかいう重大な変更は議会の議決を経なければいけないという道路法の規定がございますので、基本的には同様の扱いであるというふうに考えております。ただ合併後にどういう路線名になるかというのについては、最初の町道という名称は基本的には変わるというふうには考えておりますが、その辺の具体的な詰めはまだ行っておりません。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）複雑になれば非常に町民が困ると思うんです。いろんな手続が要ったり、何号線が重なってきたりというようなことで、私は広島市になった場合に対応できないのであれば、できるものなら早く対応してすっきりしたいというような気持ちが今わいてきたんですけども、その対応については考えはないと言われるんですからそうでしょうけれども、やっぱりすべきだと思うんですが、どうですか。お尋ねします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今回の、当然ご存じだと思うんですが、今回議会に出させていただきましたのは、認定することによって管理責任というものを明確にするというのが第一でございます。将来的に号線が増えると町民が困るという点で、先ほどちょっと時間的な問題もあって、否定的なお答えをさせていただいたんですが、どういう問題があるかということについてはちょっと勉強させていただきたいということでとどめさせていただきたいと思うんですが。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、資料の4ページ。まず、左側の図面からいきます。青いところで廃止を書いております。その上の方に町道280号線というのがありますが、これの延長線、青い線のところを見て下がってきますと、隣の右のページがL型で321号ということで、何がしか延長しておるわけですが、この残りのところ、森島線までの、まず最初にこの赤いところで延長したL型の部分、これ、どういうふう、もともとは何

であったかというのを、私道なのか公道280号の延長なのか。そうするとあそこにまた何がしか残ってきてまたやらないかと、それ、一遍に整備できんのかどうかということ、その2点ほど。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）まず、森畠西谷線の右の図の真っすぐ赤い線に結んだ線は280号線でございます。ご質問のご趣旨は、それまで号線として認めていなかったのかということであろうかと思うんですが、これは水路の問題がいろいろございまして、確かに町の敷地でございますが認定をいたしておりませんでした。今回、そういうふうな問題も整理ができましたことから、あわせて認定をさせていただいたものでございます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）今もともと水路だったらどうかということになると、古い話をぶり返しても仕方ないんですが、この家が建っておるのに町道でないところ、どうもおかしな話が残るんですが、今回整備されるからそれで解決するんですが、280号線の延長、森畠線と321の間がもうちょっと残るわけです。この2点を言うんですが、これは。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今の残った部分ですが、これはもともとの280号線でございます。あの上側に280というふうに書いてありますが、もともとの280号線でございます。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）だから、ついでに森畠線まで延長して321にまとめりゃいいんじゃないかと、こういうことをちょっと聞いてみたいんですが。また、おかしいことが起きるわけです、ここで。またやらにゃいかん、次、森畠線ができると。一遍にやってしもときゃいいんじゃないかということをするわけ。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）確かに森畠西谷線で分断されるわけですので、ご指摘の点は280号の廃止認定をあわせて行えばということでございますが、基本となる今回のもともとの号線があるものは生かしたということで、確かに言われる趣旨は十分できるんですが、今後認定する場合に、そういう点は考えていかにしたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第43号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 日程第3、第44号議案 財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加藤) 第44号議案 財産の取得について。小型動力ポンプ積載車の取得の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長(河野) 財政課長。

○財政課長(内田) それでは財産の取得の内容につきましてご説明いたします。品名でございますが、小型動力ポンプ積載車でございます。数量は6台。購入金額は1,417万5,000円でございます。相手方は株式会社カーポートコザワ、代表取締役、小沢義弘でございます。納入期限でございますが、議決の日の翌日から平成15年2月28日まででございます。なお、入札結果につきましては資料3の方をご参照お願いいたします。小型動力ポンプ積載車の内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長(河野) 地域振興課長。

○地域振興課長(植野) それでは小型動力ポンプ積載車についてご説明いたします。資料4をご覧ください。資料4は、昨年度購入した車両でございますが、今回の入札も同様の仕様書で入札を行っておりますので、参考としてご覧ください。なお資料には小型動力ポンプが写っておりますが、今回の契約には含まれておりません。ベースとなる車の車種はマツダスクラムトラックで、排気量は660ccの四輪駆動車でございます。主な装備品としては給管一式、ホース5本、筒先、サーチライト等を装備しております。

以上、簡単ではございますがご説明を終わります。

○議長(河野) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。中岡君。

○ 17 番（中岡）私は免許証を持っておらんので何人乗りかわからんのですけれども、もちろんポンプは現在あるやつを積んで固定するんだろと思うのですけれども、そういう解釈でよろしいんですか。それと何人乗りですか、これ。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）ポンプにつきましては、現在各部で持っておりますポンプを使用します。定員につきましては4人乗りでございます。

○議長（河野）中岡君。

○ 17 番（中岡）現在あるポンプを載せるというのはわかるんだが、それをきちっと固定するのかどうかということ聞きよるんです。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）現在の動力ポンプを固定するように艀装の方をいたします。

○議長（河野）西山君。

○ 8 番（西山）これ、6台で今現在あるポンプを積載するということは、6台も本来なかったということの理解でいいわけですね。それと建設計画案の中にあります消防団の充実強化で拠点車庫、一般車庫を、拠点車庫は3カ所、一般車庫は1カ所を整備するという計画案となっておりますが、この場合にこの6台は、より以外に車庫を整備したらまたこういった車をされるかどうかという2点。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）ポンプにつきましては、各部にそれぞれ1台ずつ、現在小型動力ポンプを配備しておりますので、その動力ポンプを現在この6台に積むということでございます。それと今広島市の消防局と整備後のこの積載車の取り扱いについても協議しておりまして、これにつきましては今広島市が合併後に整備します拠点車庫、一般車庫が整備が終わった段階で有効利用を再度考えるということで、安芸団等に配備を回すという可能性もあるということです。

○議長（河野）ほかにございませんか。前田君。

○ 12 番（前田）まずこれを艀装ということだけでも、そのどっかある6台の可搬式ポンプを艀装して積むということだが、一刻を争うようなときにそのまま使えるのかどうか、要するに可搬式に載せて行って、現場まで行って、降ろして消火作業に当たるのか、積んだままで運転というか稼働するのかどうか、これがまず1つ。それから、これ、

詳しいことはわからんですが、一般的に冬でもこの辺ではあまりチェーンが要るようなことはないが、どこでどういうふうな出動せにやなんかもわからんし、ぬかるみもあるといことで、チェーン等標準装備、この1,400万だったかな、この中へ入っておるのかどうか、こういうことでその辺の2点を。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）小型動力ポンプにつきましては、車体から降ろして使います。それとチェーンは標準装備の中に入っております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）ここにある写真は前年度整備された写真だということで、説明を受けたんですが、今この車を使っておりますけれども、私は直接使っておりませんが、使った人の話を聞くと、これ、見てもらったわかるんですが、可搬式のポンプがこの後ろの車両の軸より後ろ側にあるんです。重心が後ろ側にあって、この車はエンジンが後ろに積んであると、坂を上るときに前がかなりハンドルが軽くなると、浮くとは言いませんでしたが、急な坂を上るときはバックで上がった方が非常に上がりやすいという話を聞いたので、そういう緊急の場合には、なかなかそういうことができないので、重心を前にとるように設計施工、お願いをして使いやすくしてほしいんですけど。ひょっとすると、このことによって事故になりかねないということもあるので、そこら辺の配慮はどうなっておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）今のご意見につきましては、私ども、その情報を入手しておりますので、その点につきまして配慮したいと考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）配慮する方法として、積載車の普通車があるわけです。いろいろ専門家によりますと、フレームの中に砂を入れるとか、あるいはいろんな特別のおもりを入れるとかというのは話を聞いたことがあるんですが、そういう方法もあるので、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）業者の方にその旨、連絡したいと思います。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）今1,400万で予算が決まっておるのに、この写真を見せて、今からああし

ます、こうします、それ、できるんであったらこの座席を一番後ろに持って行って、ポンプを前の運転席のすぐ後ろへ持って行って、わしが言うたように載せたまま使うようにするような、場合によっては降ろしても使えると、できるものならそうやりなさいよ。そうすると今のような佐中さんの意見も一遍に解決するんだから。予算が決まっておって、それがどこまでどうできるのか、ちょっとそこら、責任を持った回答を願いたい。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）小型積載車の形状でございますが、これが標準的な形状でございます。まして、ポンプを引き出す際に後部にあった方が素早く操作ができるということで、こういう形状になっております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）今の課長の言われることはよく分かるんですけども、普通、消防車を見ると、運転手以外は後ろへ乗るような、小型車の場合は、これはわしは降ろさずにそのまま使うんかと思った。ほんじゃ降ろして使わないけんというんじゃないたら、確かに後ろの方が降ろしやすいけれども、前でもええんではないの。方法はあるんじゃないですか。そうすれば今みたいな、佐中議員が言ったような、質問されたような事故は防げると思うんです。その辺はどうですか。

（「議長、もう1回」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○16番（佐中）今までの車は後ろにエンジンがあったんです。これがこの車は、例えば新しくするのはマツダのどうのこうの言われるんで、前の方にエンジンがつけばそういうのはある程度解消するんじゃないと思うんですが、その認識も踏まえて皆さんで質問してもらいたいと思います。その点について、先ほどお答えしたのは、そういう消防団の方からそういうご意見があったんなら、で、そういう運転等の操作について問題がある場合はそういう改善を行うということでございます。

この写真の図につきましては、富士重工のスバルサンバーでございまして、今度買いましたのはスクラムでございまして、エンジンは座席の下にあります。

○議長（河野）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第44号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、第45号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第45号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠した職員の給与の改定状況及び民間給与の動向を踏まえ、議会の議員の報酬のうち、期末手当の支給率について改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）第45号議案の説明でございますが、議案説明に入ります前に、資料5の平成14年度の人事院勧告に伴う給与改定の概要についてご説明をさせていただきます。資料5をお願いいたします。

まず、本年度の給与勧告の内容でございますが、1点目に官民給与の逆較差を是正するため、給与勧告制度創設以来、初の月例給2.03%の引き上げ改定とするものでございます。これについては給与水準の引き下げ改定でございますので、遡及することなく翌月の1月1日から実施いたします。なお、勧告では議員及び常勤の特別職についても一般職に準じた引き下げを考えておりましたが、本町の場合、平成7年度から改定を行っていないなどから、これらの職については今回の引き下げを見送ることとしております。

次に、2点目として、扶養手当のうち、配偶者にかかわる支給月額1万6,000円を1万4,000円に引き下げておりますが、子などのうち3人目以降については、逆に3,000円から5,000円の引き上げを行っております。3点目は、14年度については期末勤勉手当を0.05カ月引き下げ、15年度については3月の期末手当を廃止し、6月と12月に再配分し、

あわせて期末手当と勤勉手当の割合を改定するものでございます。４点目は、特例一時金の廃止、年間3,756円となっておりますが、この廃止を行います。最後に５点目といたしまして、４月からの年間給与の官民の実質的な均衡を図るため、不遡及部分について３月期の期末手当で調整し、これにより年間平均給与は４年連続減少となります。

次に、人事院勧告に基づく官民格差についてでございますが、その差は調査の結果2.03%公務員の給与が高くなっており、7,770円の引き下げを必要としております。内訳は給料が6,427円、扶養手当が618円、はね返り部分が412円、特例一時金が313円となっております。また、海田町の改定の状況につきましては7,800円の引き下げとしております。内訳はここにありますように、給料が6,556円、扶養手当が511円、はね返り部分が420円、特例一時金313円と各々マイナスとなっております。なお、次に議会議員、特別職、一般職、再任用に係る期末手当、期末勤勉手当支給率表を示しておりますので、議案説明において参照いただければと思います。

それでは第45号議案の、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料６の新旧対照表もお願いいたします。

この改正は、国の人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給割合を改定させていただくものでございます。今回の改正内容は、今年度が３月の期末手当を0.05カ月引き下げ、年間支給月数を3.5カ月分といたします。改正条文でございますが、第１条で、平成14年度施行部分を規定しておりますが、第５条、第２項中「100分の55」を「100分の50」に改めるものでございます。また、来年度部分につきましては、６月の期末手当を「1.45カ月分」から「1.70カ月分」に、12月を「1.55カ月分」から「1.80カ月分」に、３月分の「0.5カ月分」を削除するものでございます。改正条文は、第２条で平成15年度分を規定しており、第５条第１項中「３月１日、６月１日」を「６月１日」に、同上第２項中「３月に支給する場合においては100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の170」に、「100分の155」を「100分の180」に、「３カ月以内（基準日が12月１日であるときは、６カ月以内）」を「６カ月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、次の各号を加えるものでございます。各号につきましては、３月分の支給廃止によりまして、これまでの二本立ての表が一本の率となるものでございます。附則の第１項で規定しております施行月日は平成15年１月１日といたしまして、第２条及び附則第２項の規定については、平成15年４月１日としております。

次に、2項でございますが、ここでは平成15年6月に支給いたします期末手当に関する経過措置を定めております。これは平成15年3月の支給が行われるため、6月の支給についてはその3月からの3カ月間となることから、改正前の表中の規定で措置するものでございます。以上で、第45号議案についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第45号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、第46号議案 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第46号議案 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠した職員の給与の改定状況及び民間給与の動向を踏まえ、常勤の特別職に係る給与のうち、期末手当の支給率を改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）第46号議案 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料7の新旧対照表もあわせてお願いいたします。

この条例は、町長、助役、収入役にかかわるものでございます。改正内容は、今年度

3月の期末手当を0.05カ月分引き下げ、年間支給月額4.65カ月分とするものでございます。改正条文は、第1条で平成14年度施行部分を規定しておりますが、第5条、第2項中、「100分の55」を「100分の50」に改めております。また、来年度分につきましては、6月の期末手当を2.05カ月から2.25カ月、12月の期末手当を2.10カ月から2.40カ月分に、3月の支給を廃止するものでございます。

改正条文は、第2条で平成15年度分を規定し、第5条、第1項中「3月1日、6月1日」を「6月1日」に、同上第2項中「3月に支給する場合においては100分の50」を削り、「100分の205」を「100分の225」に、「100分の210」を「100分の240」に、「3カ月以内（期末手当基準日が12月1日であるときは、6カ月以内）」を「6カ月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、次の各号を加えるものでございます。各号につきましては、先ほどご説明しました理由により、一本立てとなるものでございます。

附則第1項の施行期日につきましては、平成15年1月1日とし、第2条及び附則第2項の規定につきましては、平成15年4月1日としております。

次に、附則第2項の平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置でございますが、これにつきましても、先ほど同様の理由で、改正前の表中の規定で措置をいたします。以上で第46号議案についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第46号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第6、第47号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第47号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠し、民間給与との較差を是正するため、職員の給料、諸手当について改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、第47号議案の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。資料8、新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。

例年のことですが、本町の給与改定は、人事院の給与勧告に基づき改定するものでございます。改正の内容でございますが、まず給料表の改定をし、給料月額を1.94%引き下げます。また、扶養手当につきましては、配偶者を2,000円の引き下げ、子などのうち3人目以降については2,000円の引き上げを行います。期末手当につきましては、平成14年度は3月支給分を0.05カ月引き下げ、年間支給月数4.65カ月とするものでございます。平成15年度は6カ月支給分を2.25カ月とし、12月支給分を2.4カ月分として、3月支給分を廃止するものでございます。なお、各内訳につきましては、資料5、後段の支給率表を参照いただければと思います。

次に、改正条文でございますが、第1条関係で、第9条、第3項中「1万6,000円」を「1万4,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改め、第15条、第2項中「100分の55」を「100分の50」に、同条第3項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の30」を「100分の25」に改め、特例一時金に関する附則第12号から16号までを削り、別表を次のように改めるものでございます。第2条関係では、第15条、第1項中「3月1日」を削り、同条第2項中「3月に支給する場合には100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「3カ月以内（基準日が12月1日であるときは、6カ月以内）」を「6カ月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加えるものでございます。各号につきましては、前述と同様に一本立てとなるものでございます。

次に、再任用職員に対する適用に関しましては、第15条、第3項中「100分の50とある

のは100分の25と、100分の45」を「100分の55」に、「100分の70」を「100分の85」に、「100分の155」を「100分の170」に改めるものでございます。また、勤勉手当に関しては、第16条、第2項、第1号中「6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の55」をいずれも「100分の70」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に改めるものでございます。

附則第1項の施行月日につきましては、平成15年1月1日といたしまして、第2条並びに附則第6項、第8項及び第9項の規定については、平成15年4月1日としております。次に、附則第6項につきましては、平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置でございますが、平成15年3月の支給が行われるため、6月の支給に限り改正前の表中の規定で措置するものでございます。附則第8項につきましては、関連条例の整備といたしまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を、本条例に準じて行うものでございます。また、附則第9項につきましては、今申しました附則第8項の経過措置として、平成15年6月の期末手当の運用について規定をしております。また、附則第5項につきましては、給料の引き下げによる不遡及部分について、差額調整を平成15年3月の期末手当で行うというものでございます。以上で、第47号議案についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）補正予算で出てくるとは思いますが、条例の中で判断をしたいのでお答え願いたいと思いますけれども、総額でどのぐらいになるのか。扶養手当、また期末手当、それから2号から5号、それからその他とありますけれども、それぞれどのぐらい該当されて、該当は2号から5号あるいはその他のことですけれども、どのぐらい該当されるのか、人数です。全体の総額の減額はどのぐらいになるのか、お尋ねいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）全体の総額がどのぐらいになるかということでございますが、ここの議案でもご説明しておりますように、一般会計の予算という意味合いで説明をさせていただきます。主に給料、それと職員の手当、期末、勤勉手当等々の改正でございます。それとはね返り分、先ほど申しましたような、それらを含めまして約2,800万程度の引き下げ、1人当たり、4月にさかのぼりまして、平均しまして約13万程度の引き下げとなっております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。討論があるようでございますので、まず反対討論から。佐中君。

○16番（佐中）第47号議案 職員の給与に関する条例の一部改正をする条例の制定について、反対討論を行います。人事院は労働者の要求に背を向けて、公務員給与をこれまで長い間、低い水準に抑えてきました。また、人事院勧告制度は、単に公務員の労働者の賃金統制機能を果たしているだけではなく、国営や公営、民間の労働者の最低賃金、そして生活保護規準などにも大きな影響を与えております。人事院勧告制度は第三者機関を装いながら、自民党政府の労働者に対する賃金抑圧政策推進の一翼を担っております。まさに公務員、労働者に対する攻撃で、不当なものであります。

公務員給与の引き下げは、これまでも低く抑えられた賃上げをさらに低く抑え、さらに民間企業も含めた賃下げ競争の悪循環を招き、そのことが全体の賃下げ競争の激化を招くことになります。これが退職金にも大きく影響を与えます。ましてや、このことで人事院勧告をてこに、年金給付の2から3%引き下げを目指すという財務省の当局者の発言もあります。長引く不況をさらに一層深刻化させることになります。景気回復は国民の購買力を増大させることであります。いわゆる懐を暖かくすることが今求められている急務でございます。私はこういう立場から、給与の関する一部条例を改正する条例の制定について、反対の意を表明して討論を終わります。

○議長（河野）続いて賛成討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立採決を行います。

お諮りいたします。第47号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認めます。よって第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第7、第48号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第48号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について。平成15年2月3日をもって内海町及び新市町が福山市と、同年3月1日をもって佐伯町及び吉和村が廿日市市と合併することに伴い、組合を脱退することとなることから、組合規約の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、第48号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更についてご説明申し上げます。資料9の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。

平成15年2月3日をもって福山市、内海町及び新市町が、平成15年3月1日をもって廿日市市、佐伯町及び吉和村がそれぞれ合併することに伴い、組合を脱退することから組合規約の改正を行うものでございます。改正の内容についてでございますが、まず組合議員の定数を1名減とすることから、21人を20人に改め、芦品郡内の組合構成町がなくなり、芦品郡選挙区の組合議員を減少させることから、議員の数を14人から13人に改めております。また、別表第1の表中から佐伯町、吉和村、内海町、新市町を削り、芦品郡の項を削っております。この削除に伴い、別表第2の第11区以降を繰り上げるものでございます。なお、施行月日につきましては、附則にございますように平成15年2月3日から施行いたしますが、佐伯町及び吉和村に関する改正規定は平成15年3月1日から施行いたします。以上で、第48号議案についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）ただいま2月3日と3月1日という附則の期日の項目がありますけれども、合併によってそれぞれ日にちが違いますが、その合併とする期日、それは例えば両方の議会がした日なのか、それとも自治大臣、今の総務大臣、これが告示をして何日かたった日なのか、その日程についてこの日程が変わってくるとは思うんですが、どこを基点においてこの日程になっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）一応、各廿日市市、それと関係町、それと今言いました福山市、それ

と関係町から組合の方へ、この日付をもって脱退するという届け出がございます。そう
いうことで、その日付をもってこのように施行するというふうな形の中で進めさせてい
ただいております。それでどちらかといいますと、合併をすると同時にその日をもって
関係町が合併をいたしますということで決まった日と解釈をしております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）一部事務組合でそういう組合をつくって扱いをされておるんですが、例
えばこの一部事務組合から脱退をするということになれば、その財産についてはそれぞ
れ人頭割で返納されるのか、返納というのが還元というんですか、そういう扱いはどう
なっていくのか、お尋ねするんです。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）それぞれの自治体が組合に向けてから掛金を掛けておりますけど、脱
退時点で掛金が残っておれば、そのまま還付といいますか、お返しするということにな
ります。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第48号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第48号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第48号議案は原案のとおりこれを決します。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたし
ます。なお、明日午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。本日はご
苦労さんでございました。

午後4時42分 延会